

府子本第 5 3 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当部局長 殿
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
（公 印 省 略）

幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の
事故防止の徹底について（通知）

幼保連携型認定こども園におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故発生の防止については、従来から通知等により適切な指導をお願いしているとともに、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しているところです。

今般、消費者安全調査委員会より、「消費者安全法第 33 条に基づく意見」（平成 26 年 6 月 20 日付け消安委第 50 号）のフォローアップとして実施した実態調査の結果（別添 1）を踏まえ、消費者安全調査委員会委員長から内閣総理大臣に対し「消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見」（平成 30 年 4 月 24 日付け消安委第 46 号）（別添 2）が提出されたところです。

幼保連携型認定こども園でプール活動・水遊びを行う場合において、事故の発生を防止するため、別添 1 の調査結果を参考にされるとともに、下記の点に留意の上、管内の幼保連携型認定こども園及び市町村に対して、安全管理の強化の指導をお願いいたします。

なお、その際、スポーツ庁から発出されている「水泳等の事故防止について」（平成 30 年 4 月 27 日付け 30 ス庁第 89 号）（別添 3）、厚生労働省から発出されている「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」（平成 30 年 4 月 27 日付け子少発 0427 第 1 号）（別添 4）の通知も参考にいただき、貴職において認定こども園に対する周知をより一層徹底していただきますよう、お願いいたします。

記

1. プール活動・水遊びを行う場合は、次の(1)から(3)までの取組を行うよう、幼保連携型認定こども園に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼保連携型認定こども園への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。
 - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、園児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。
 - (3) 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。
2. 地方公共団体は、1の(2)「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼保連携型認定こども園がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事件事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。
3. 地方公共団体は、1の(3)「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、園児の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。
4. 幼保連携型認定こども園への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、園児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼保連携型認定こども園における自発的な安全への取組を促すこと。

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊び に関する実態調査

(平成23年 7 月11日に神奈川県内の幼稚園で発生した
プール事故に関する意見のフォローアップ)

平成30年 4 月24日

消費者安全調査委員会

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故の事故等原因調査報告書において再発防止策を示し、関係行政機関に意見を述べたにもかかわらず、類似の事故が繰り返して発生している。これを重く受け止め、当該意見のフォローアップとして調査委員会が実施した実態調査の結果に基づき、関係行政機関に対し、消費者安全法第33条の規定に基づいて意見を述べるものである。

本実態調査は、サービス等事故調査部会における審議を経て、平成30年4月24日に消費者安全調査委員会で決定された。

消費者安全調査委員会

委 員 長	宇 賀 克 也
委員長代理	持 丸 正 明
委 員	朝 見 行 弘
委 員	河 村 真紀子
委 員	澁 谷 いづみ
委 員	水 流 聡 子
委 員	淵 上 正 朗

サービス等事故調査部会

部 会 長	持 丸 正 明
部会長代理	澁 谷 いづみ
臨 時 委 員	飯 野 謙 次
臨 時 委 員	鎌 田 環
臨 時 委 員	関 東 裕 美
臨 時 委 員	首 藤 由 紀
臨 時 委 員	野 口 貴公美
臨 時 委 員	徳 田 哲 男
臨 時 委 員	横 矢 真 理
臨 時 委 員	余 村 朋 樹

担当専門委員	桶 田 ゆかり
担当専門委員	杉 野 勇
担当専門委員	松 本 貴 行

《参 考》

本実態調査の本文中に用いる用語の取扱いについて

本実態調査の本文中における記述に用いる用語の使い方は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

目次

1. 平成 26 年 6 月 20 日付け消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書(平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故)の公表及びその後の経過	1
2. アンケート調査について	4
2. 1 調査の概要	4
2. 2 調査の結果	6
3. 調査委員会の見解	33
3. 1 監視者が監視に専念し、監視体制に空白が生じないようにすること	33
3. 2 監視のポイントや事故の未然防止に関する教育	34
3. 3 緊急事態への備え及び対応	34
3. 4 事故やヒヤリハット情報の共有、蓄積	35
3. 5 ガイドライン及び通知の周知徹底	35
4. 意見	36
附属資料	38
プール活動・水遊びに関するチェックリスト	39
プール活動・水遊びに関するチェックリスト	40
参考となる対応策	41

1. 平成26年6月20日付け消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故）の公表及びその後の経過

調査委員会は、平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故（以下「平成23年プール事故」という。）について消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査を行い、その結果¹を踏まえ、平成26年6月20日付けで内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対して、消費者安全確保の見地から意見を述べた（以下「平成26年意見」という。）（参考資料1）。

その後の状況は以下のとおりである。

（1）関係行政機関による通知の発出（平成26年6月以降）

平成26年意見を受けて、平成26年6月以降、内閣府、文部科学省及び厚生労働省（以下「関係行政機関」という。）からは、毎年、プール活動・水遊びのシーズン前に、プール活動・水遊びを行う際の事故防止に関する通知が各都道府県教育委員会教育長、各都道府県児童福祉主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛てに発出され、注意喚起がなされるとともに関係団体にも周知されている。

（2）関係行政機関による重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドラインの周知（平成28年3月）

関係行政機関は、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」²の最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県民生主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛てに以下を通知し、教育・保育施設等への周知を行った（平成28年3月31日発出）。

- ・「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイ

¹ 平成26年6月20日「消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書 平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故」（消費者安全調査委員会）

² ①特に重大な事故についてのプライバシーに配慮した情報の集約、②類似の事例が発生することを防止する観点からの当該事故情報の公表、分析・フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに関する行政の取組の在り方等について検討するため、平成26年9月から関係行政機関により開催された。

ドライン」(以下「ガイドライン」という。)³

(3) 調査委員会による実態調査結果の公表(平成28年5月)

関係行政機関において、通知の発出等がなされたことは確認することができたものの、他方で、教育・保育施設等において十分な取組がなされているかについては、必ずしも十分には把握されていなかった。

そのため、調査委員会は、幼稚園、保育所及び認定こども園に対するサンプル調査⁴を行い、平成28年5月20日、「幼稚園等におけるプール活動・水遊びを行う際の安全管理に係る実態調査の結果について(情報提供)」を公表した。同サンプル調査では、平成26年意見に基づく事故の再発防止策についての周知が徹底されていないことや、対策が十分に実施されていないことが判明し、調査委員会は、対策が実施されていないところで再び事故が起きることを危惧しているとの考えを示した。

(4) 関係行政機関による通知の発出(平成28年5月)

上記情報提供を受けて、平成28年5月27日、関係行政機関から以下のとおりプール活動・水遊びを行う場合の事故防止に関する通知が発出された。

- ・「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)」(内閣府)
- ・「幼稚園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)」(文部科学省・スポーツ庁)
- ・「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」(厚生労働省)

(5) 事故の発生(平成28年7月)

平成28年7月11日、栃木県那須塩原市内の認定こども園においてプール活動中の5歳児が意識不明となる事故が発生した。同事故について、「認定あけぼ

³ 当該ガイドラインにおいて念頭においている「教育・保育施設等」とは、特定教育・保育施設(確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所)、特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る。一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業)、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業である。本実態調査においても同様の定義による。

⁴ 全国の幼稚園11,674か所、保育所23,533か所及び認定こども園2,836か所のうち合計412か所に対し、平成28年4月から5月まで電話による聞き取り調査を実施した。幼稚園137か所、保育所118か所及び認定こども園118か所の合計373か所から回答を得られた。

のこども園プール事故検証委員会⁵報告書」(平成29年3月)によれば、事故発生時には、現場で保育教諭2名が監視の役割を担っていたが、2名とも事故発生の瞬間を見ていなかったこと、事故発生に至る背景として、当該園におけるプール活動に関する危機管理体制及び安全対策が必ずしも十分に整備されていなかったこと等が指摘されている。

(6) 調査委員会による関係行政機関のヒアリングの実施(平成28年12月)

平成28年12月22日開催の第52回調査委員会において、関係行政機関のヒアリングを実施した。その結果、関係行政機関においてガイドラインが策定されるなど様々な手法で事故防止や事故発生時の対応の周知がなされていることが確認できた。しかし、教育・保育施設等の現場における対策の浸透には課題があることから、調査委員会としては、ガイドラインの周知にとどまらず、関係行政機関において事故防止のための具体的な対策が現場に浸透するような取組がなされることが必要と考えるとの見解を示した⁶。

(7) 調査委員会による関係行政機関の取組の確認(平成29年12月)

調査委員会は、平成29年12月、関係行政機関に対して、平成28年12月以降の取組の確認を行った。その結果、様々な手法で事故防止や事故発生時の対応の周知が継続されて実施されていることは確認されたが(参考資料2)、教育・保育施設等の現場における取組の把握や評価は確認できなかった。

なお、平成29年8月24日には、さいたま市内の認可保育所でプール活動中の4歳児の死亡事故が発生した。当該事故については、平成30年3月現在、さいたま市が「さいたま市社会福祉審議会 特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会」において原因を究明中である。

⁵ 事故を受けて、事実関係の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するため、那須塩原市が設置し、第三者により組織された委員会。

⁶ 「意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング議事録(平成28年12月22日)」及び「記者会見要旨(平成28年12月22日)」参照。

2. アンケート調査について

2. 1 調査の概要

(1) 調査目的

調査委員会は、プール活動・水遊びに関する実態を多面的に把握することを目的として、幼稚園、保育所⁷及び認定こども園（本アンケートにおいて以下総称して「園」という。）の施設管理者（園長等の最高管理責任者、以下総称して「園長」という。）並びに当該園に勤務する幼稚園教諭、保育士及び保育教諭を対象にアンケート調査を実施した。調査に当たっては、すべて無記名とした。

(2) 調査項目

- ・ 基本情報について（園の概要等）
- ・ プール活動・水遊び⁸に関する園の安全対策等について
- ・ 関係行政機関からのガイドライン及び通知に対する取組について
- ・ プール活動・水遊びにおける実態について
- ・ 知識、技量の保有について
- ・ 幼稚園教諭、保育士及び保育教諭並びに園長に対する教育について

(3) 調査対象

- ① 園長 5,000 人
- ② 上記①の園に勤務する幼稚園教諭、保育士及び保育教諭 10,000 人
内訳：a)勤務歴7年未満の者 各園 1人（5,000人）
b)勤務歴7年以上の者 各園 1人（5,000人）

(4) 調査対象園

⁷ 本アンケートにおいて、「保育所」には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に定めるもののほか、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設を含む。

⁸ 本アンケートにおいては、プール活動・水遊びとは、ビニールプールを含めて、水をためて子供を2人以上同時に入れるものを対象とした。

なお、本実態調査において、子供とは未就学児を指している。

平成 27 年国勢調査における 0 歳～5 歳児人口を母集団として、下記の 7 地域×人口規模 3 区分⁹で層化後、調査対象園を抽出した（表 1）。

表 1 調査対象園の抽出結果

	幼稚園		保育所			認定こども園		合計
	公立	私立	認可公立	認可私立	認可外	幼保連携	その他	
総数	600	600	700	700	1,000	600	800	5,000
北海道	24	24	29	28	40	28	58	231
東北	39	39	46	46	65	69	81	385
関東	213	213	248	248	355	100	211	1,588
中部	96	96	112	111	160	116	95	786
近畿	99	99	115	116	165	147	90	831
中国四国	51	51	60	59	85	49	110	465
九州沖縄	78	78	90	92	130	91	155	714

(5) 調査方法及び調査期間

抽出した園に対して調査票を郵送により配布し、記入後、郵送により回答を得た。（なお、調査票記入に代えて、ウェブサイトによる回答も選択可とした。平成 29 年 7 月 21 日～同年 8 月 18 日において実施した。

(6) 回収結果

配布したもののうち、当該園においてプール活動・水遊びを実施しているとの回答があった園は表 2 のとおりであった。

園長票¹⁰ 2,712 人 (配布票数に対する比率：54.2%)
教諭票¹¹ 4,975 人 (配布票数に対する比率：49.8%)

表 2 調査対象園の園長からの回収結果（園種別）

		調査票を配布した園の数(A)	回答を回収した園の数(B)	回収率 B/A(%)
幼稚園	総計	5,000	2,712	54.2
	公立	600	396	66.0
	私立	600	267	44.5
保育所	認可公立	700	503	71.9
	認可私立	700	342	48.9
	認可外	1,000	277	27.7
認定こども園	幼保連携	600	402	67.0
	その他	800	464	65.6
	型不明		61	

⁹ 人口規模 3 区分とは、①政令指定都市及び東京 23 区、②人口 10 万人以上の市、③人口 10 万人未満の市町村である。

¹⁰ 園長に対する設問に対する回答を「園長票」と略称する。

¹¹ 幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対する設問に対する回答を「教諭票」と略称する。

2. 2 調査の結果¹²

(1) プール活動・水遊びに関する園の安全対策等について

① 安全に関する年間計画

幼稚園においては、学校安全計画の策定¹³が行われていることから、園長に対して、安全に関する年間計画を作成しているかを尋ねたところ、全体の73%が作成しているとの回答であった（図1）。

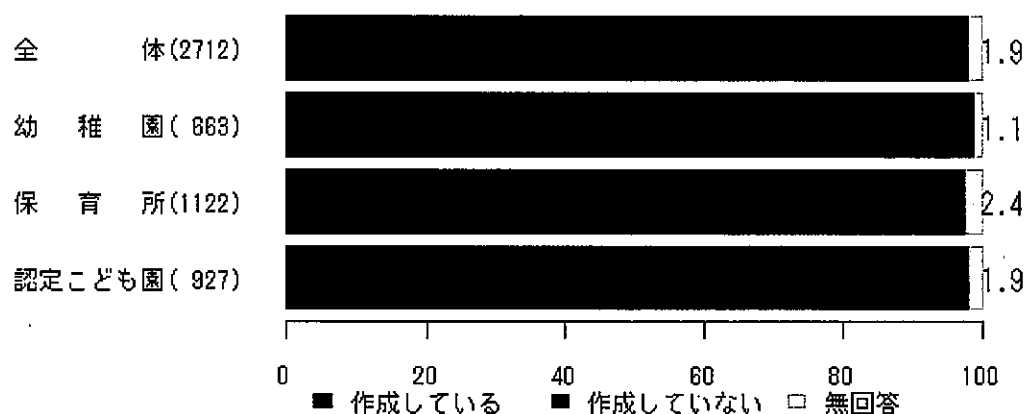


図1 安全に関する年間計画の作成

また、安全に関する年間計画を作成していると回答した園のうち 79%が当該年間計画にプール活動・水遊びに関する安全計画・安全対策について記載しているとの回答であった（図2）。

¹² 本アンケートにおいて、文中の比率は四捨五入して整数で表示し、図表中は四捨五入して少数第1位までを表示する。なお、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

¹³ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条では、学校における安全に関する事項について計画を策定し、実施しなければならないと規定している。この規定に基づき、幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、学校安全計画の策定が義務付けられている。

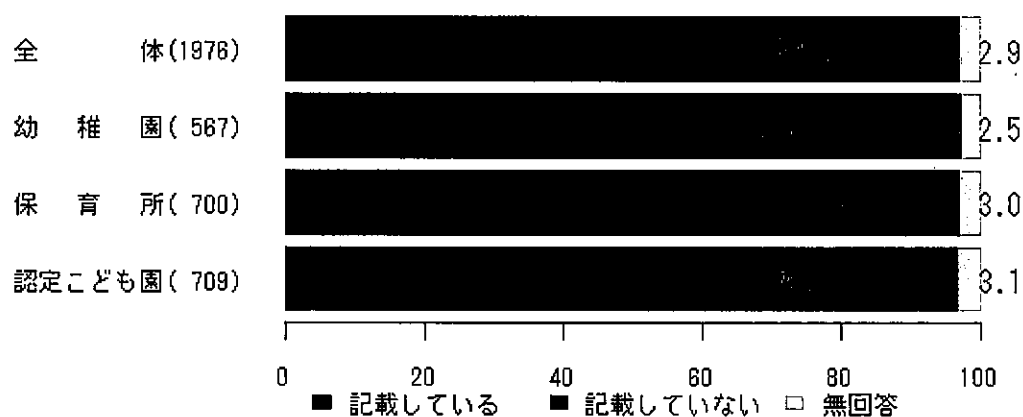


図2 年間計画におけるプール活動・水遊びに関する安全計画・安全対策の記載

② 指導マニュアル及び緊急時対応マニュアルの整備状況

園長に対して、プール活動・水遊び専用の指導マニュアル¹⁴を作成しているかを尋ねたところ、「専用のマニュアルを作成している」又は「専用のマニュアルは作成していないがそれに類する園のマニュアルの一部分で言及している」と回答した園を合計すると、72%であった（図3）。

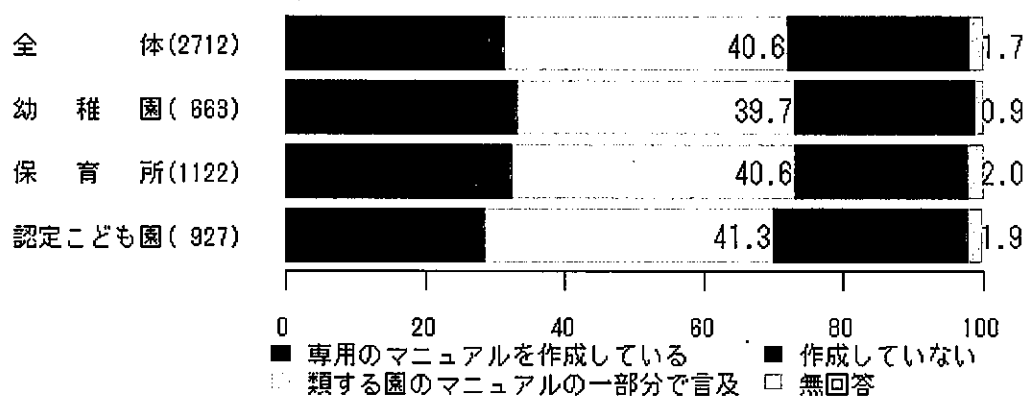


図3 プール活動・水遊び専用の指導マニュアルの作成

一方で、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びに関する指導マニュアルがあるかを尋ねたところ、「はい」との回答は、57%であった（図4）。

¹⁴ ここでいう指導マニュアルとは、活動の指導内容に係る具体的な項目、進め方を示したものをいう。

教諭票(4975)



- ☒ はい
- ☐ あるかどうか知らない
- ☒ いいえ
- ☐ 無回答(数値略)

図4 プール活動・水遊びに関する指導マニュアルがあるか

また、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、指導マニュアルに幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の意見等が取り入れられ、改善されるような機会があるかを尋ねたところ、「プール活動・水遊びに関する指導マニュアルがある」と回答した幼稚園教諭、保育士及び保育教諭のうち、「頻繁にある」、「時々ある」、「たまにある」との回答を合計すると94%であった(図5)。

教諭票(2832)



- ☒ 頻繁にある
- ☐ たまにある
- ☒ 時々ある
- ☐ まったくない
- ☐ 無回答(数値略)

図5 指導マニュアルに幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の意見が取り入れられ、改善される機会

園長に対して、プール活動・水遊び専用の緊急時対応マニュアル¹⁵を作成しているかを尋ねたところ、「作成している」又は「専用のマニュアルは作成していないがそれに類する園のマニュアルの一部分で言及している」と回答した園を合計すると72%であった（図6）。

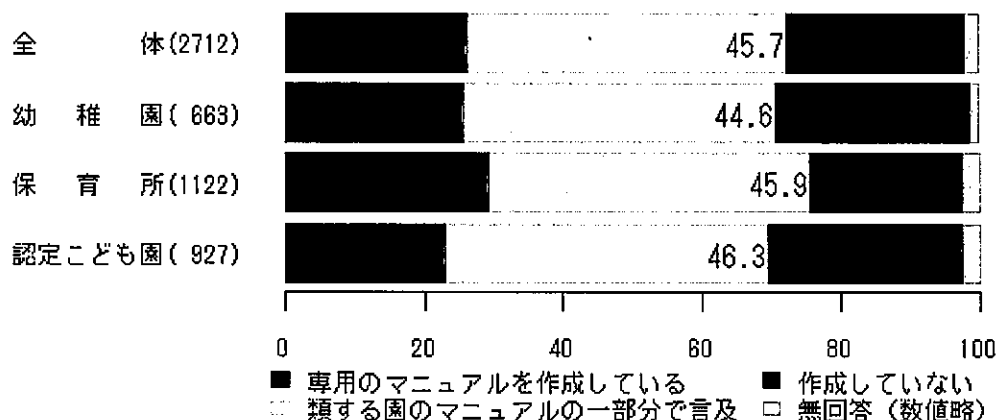


図6 プール活動・水遊びに関する緊急時対応マニュアルの作成

一方で、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びに関する緊急時対応マニュアルがあるかを尋ねたところ、「ある」との回答は、52%であった（図7）。



図7 プール活動・水遊びに関する緊急時対応マニュアルはあるか

指導マニュアルを作成していない園について分析したところ、園の種別でみると、私立幼稚園や認可外保育施設、設置者別でみると、宗教法人や学校法人が設置する園、所在地別でみると、人口の少ない市町村に所在する園ほど、園の規模でみると、小規模な園について、指導マニュアルを作成していない傾向がみられた（参考資料3）。緊急時対応マニュアルを作成していない園についてもほぼ同様の傾向であった。

なお、その理由については、より詳細な分析が必要と考える。

¹⁵ ここでいう緊急時対応マニュアルとは、溺水などの事故が発生した場合の緊急対応の内容、手順を示したものをいう。

③ プール活動・水遊びにおける溺水等の緊急時想定訓練の実施状況

園長に対して、溺水等の緊急時想定訓練を実施しているかを尋ねたところ、「毎年又は隔年等、定期的に行っている」と回答した園は、25%であり、「定期的ではないが、過去に行ったことがある」と回答した園を加えても、39%であった（図8）。

また、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、園において溺水等の緊急時想定訓練を実施しているかについて尋ねたところ、「毎年又は隔年等、定期的に行っている」との回答は22%、「定期的ではないが、過去に行ったことがある」との回答を加えると、38%であった（図8）。

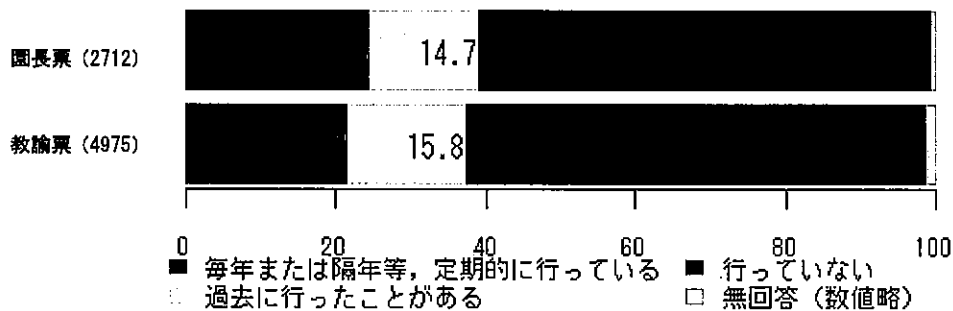


図8 プール活動・水遊びにおける緊急時想定訓練の実施

溺水等の緊急時想定訓練を実施しているかについて、「毎年又は隔年等、定期的に行っている」と回答した園長並びに幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、その実施回数を尋ねたところ、「プール活動・水遊びの期間の前」に1回以上との回答が園長票では92%、教諭票では91%であり（図9）、「プール活動・水遊びの期間中」に1回以上との回答が園長票では48%、教諭票では45%であった（図10）。

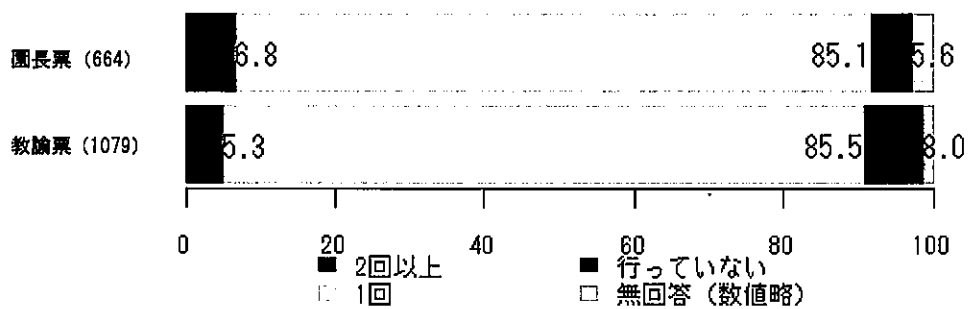


図9 プール活動・水遊びにおける溺水等緊急時想定訓練を定期的
に実施している園の実施回数（プール活動・水遊びの期間前）

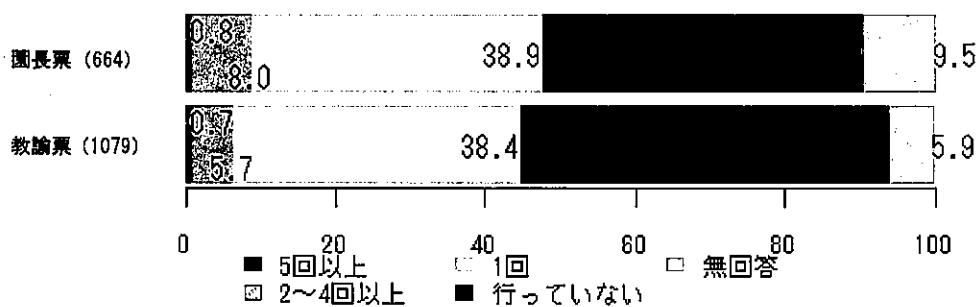


図10 プール活動・水遊びにおける溺水等緊急時想定訓練を定期的
に実施している園の実施回数（プール活動・水遊びの期間中）

さらに、「毎年、又は隔年等、定期的に緊急時想定訓練を行っている」、「定期的ではないが、過去に行ったことがある」と回答した園長に対して、緊急時想定訓練の内容を尋ねたところ、「心肺蘇生の訓練」や「AEDの使用の訓練」を85%の園が実施しており、平成26年意見にある「園内緊急連絡、伝達訓練」は、43%の園が実施するにとどまっていた（図11）。

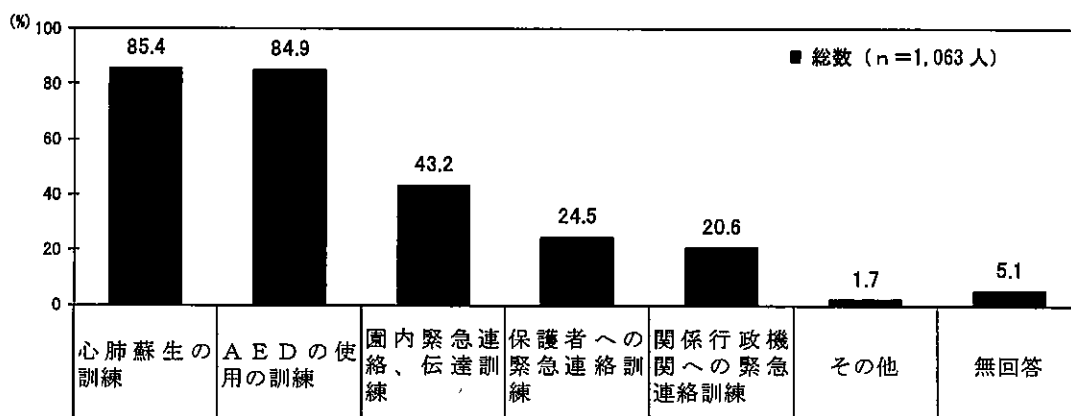


図11 緊急時想定訓練の内容（複数回答）

④ 水の事故・ヒヤリハットの発生状況¹⁶等

園長に対して、過去3年間（平成26～平成28年）に発生した、プール活動・水遊びにおける事故（溺水等であって、治療に要する期間が1日以上であるもの）について尋ねたところ、22園が発生したと回答しており、発生率（発生園数合計／回答園数）は0.8%あった。一方で、一つの園で複数回発生している場合もあり、発生事故件数の総数は37件であった（表3）。

表3 プール活動・水遊びにおける事故の発生件数¹⁷

事故件数／園	園数	事故総数
1	17	17
2	2	4
3	2	6
10	1	10
	22	37

¹⁶ 水の事故・ヒヤリハットにはプールサイドでの負傷等は含まない。

¹⁷ 一つの園からは過去3年間に10件の事故が発生したとの回答があり、そのまま記載した。

園長に対して、過去3年間（平成26～平成28年）に発生した、プール活動・水遊びにおけるヒヤリハット（事故には至らなかったものの、事故になってもおかしくない一歩手前の事例）について尋ねたところ、173園が発生したと回答し、発生率（発生園数／回答園数）は6.4%あった。一方で、事故と同様に複数回発生している園もあり、ヒヤリハットの発生件数の総数は522件であった（表4、図12）。

表4 プール活動・水遊びにおけるヒヤリハットの発生件数

ヒヤリハット件数／園	園数	ヒヤリハット総数
1	81	81
2	30	60
3	23	69
4	3	12
5	11	55
6	5	30
7	3	21
9	1	9
10	7	70
15	1	15
20	1	20
30	1	30
50	1	50
無回答	5	-
	173	522

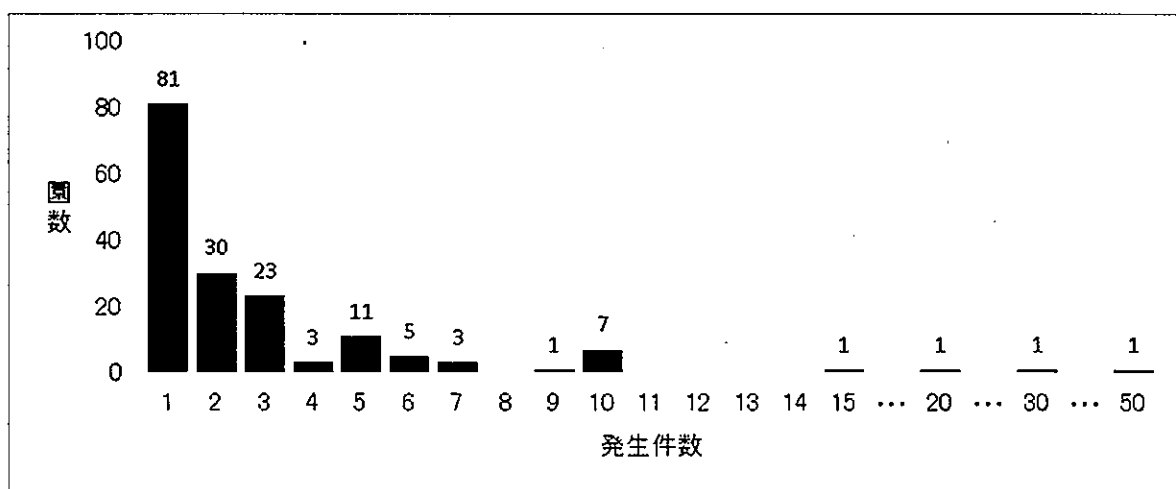


図12 プール活動・水遊びにおけるヒヤリハットの発生件数ごとの園数

園長に対して尋ねた、プール活動・水遊びにおいて発生したヒヤリハットの1園ごとの件数を園種別に集計したところ、以下のような結果となった（図13）。

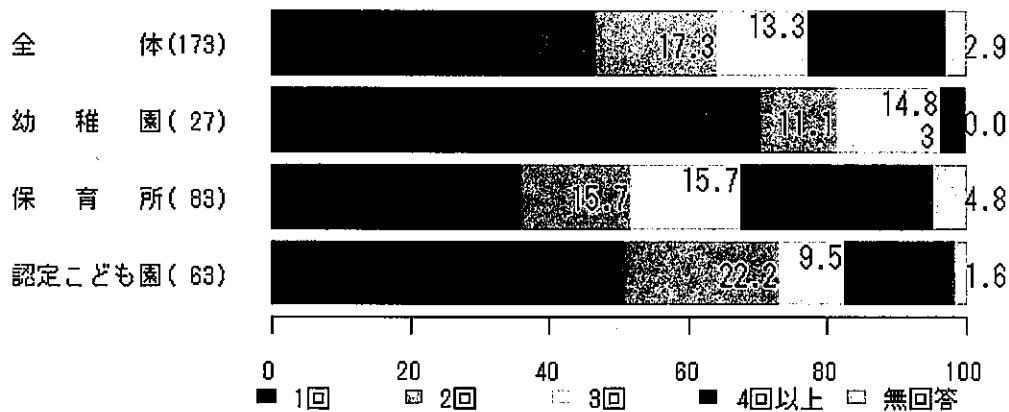


図13 プール活動・水遊びにおけるヒヤリハットの発生回数（園種別）

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、事故やヒヤリハット事例についての情報の伝達、共有が自園内及び他園との間でなされているかを尋ねたところ、自ら勤務している園での発生情報については86%の園で共有されており、他園の発生情報についても74%の園で共有されていると回答があった（図14）。

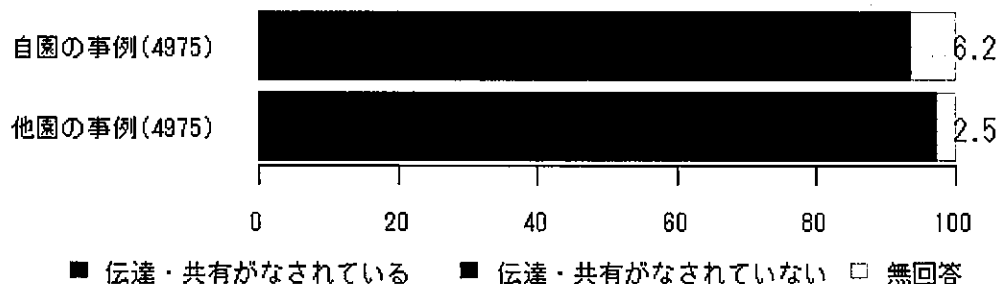


図14 事故やヒヤリハット事例の情報伝達・共有（教諭票）

また、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭にプール活動・水遊びの事故防止へ向けて、他の幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に伝えたいと思うアイデア、良い事例を尋ねた中で、事故やヒヤリハット情報に関するものとして、以下のようなものがあった。カッコ内は、回答者の属性である。
・プール遊び中にヒヤリとしたことは、その日のうちに園長、職員に伝えるようにしている（保育・教育に当たる正職員で学年主任又は担任）。

・ヒヤリハットの事例があったときには様々な角度で検証を行い、なぜそうなったのかなど保育の振り返りが大切だと思います（保育・教育に当たる正職員）。

・水の事故の想定やヒヤリハットに関する情報の交換ができるといういろいろな事例を知ることができ、自園での事故防止に役立つと思う（保育・教育に当たる正職員で学年主任又は担任）。

・小さなヒヤリハットを共有できる環境づくりを行政を通して、いろいろな園や施設に情報を発信してほしいです（保育・教育に当たる正職員）。

・小さなヒヤリハット事例（大きな死亡事故だけでなく）を行政等で把握し全体へ流し検討させる場をより多く持つように推進してほしい（保育・教育に当たる正職員で学年主任又は担任）。

⑤ プール活動・水遊びの安全に対する園長の取組

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、自ら勤務する園の園長が、プール活動・水遊びにおいて、「子供の安全を最優先する」という認識を日頃から持っていて、その実施に熱心に取り組んでいると思うかについて尋ねたところ、「かなり熱心に取り組んでいると思う」との回答は、51%であり、これに「ある程度熱心に取り組んでいると思う」との回答を加えると、93%であった（図 15）。

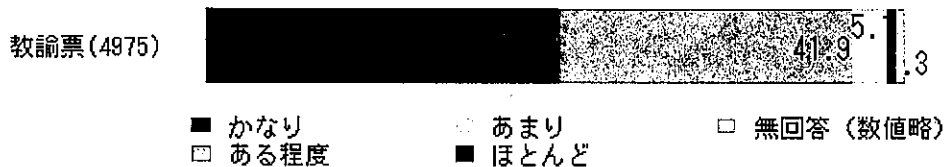


図 15 自ら勤務する園の園長は、プール活動・水遊びにおいて子供の安全を最優先して熱心に取り組んでいると思うか（幼稚園教諭、保育士及び保育教諭からの回答）

(2) 関係行政機関からのガイドライン及び通知について

1. に示したとおり、関係行政機関からガイドライン及び通知が発出されている（表5）。これらに関する存在の把握、理解及びそれらに従って行った改善について調査を行った。

表5 関係行政機関から発出されたガイドライン及び通知

	名称	日付	発出元
1	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	平成28年3月31日	内閣府 文部科学省 厚生労働省
2	幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）	平成28年5月27日	内閣府
3	幼稚園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）	平成28年5月27日	文部科学省 スポーツ庁
4	保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	平成28年5月27日	厚生労働省

（2から4までを総称して以下「通知」という。）

① ガイドライン及び通知の把握、理解

園長に対して、ガイドラインの存在を把握しているか尋ねたところ、全体の86%の園が存在を把握していた（図16）。

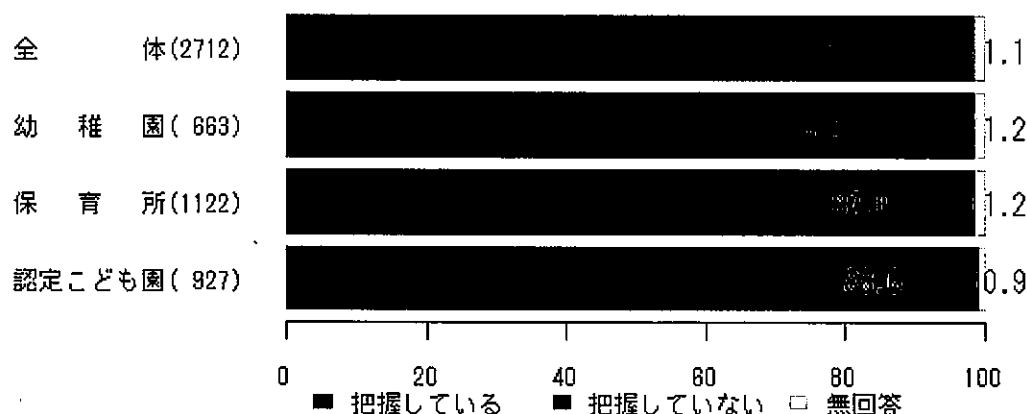


図16 ガイドラインの存在の把握

園長に対して、ガイドラインの内容についての理解度を尋ねたところ、「存在を把握している」と回答した園のうち、「内容を十分に理解した」又は「内容をある程度理解した」と回答した園を合計すると 85%であった（図 17）。

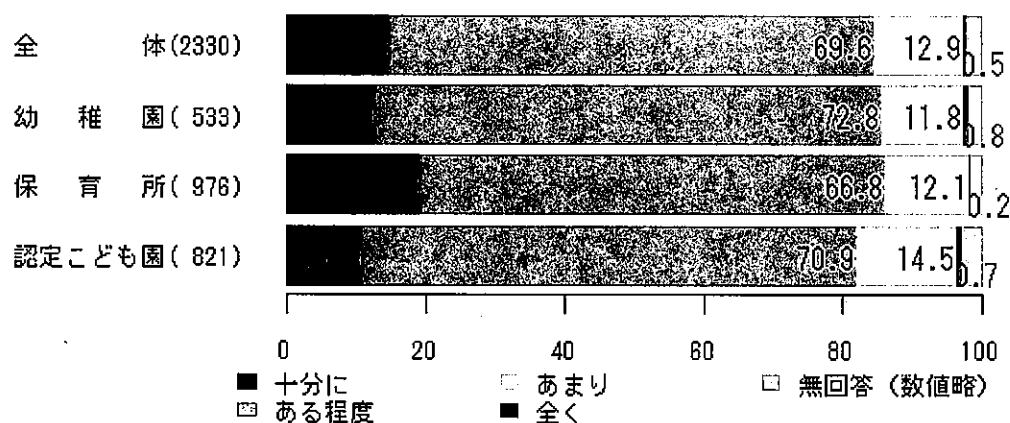


図 17 ガイドラインの内容の理解度

園長に対して、通知の受取の有無について尋ねたところ、全体の 82%の園が受け取ったと回答している（図 18）。

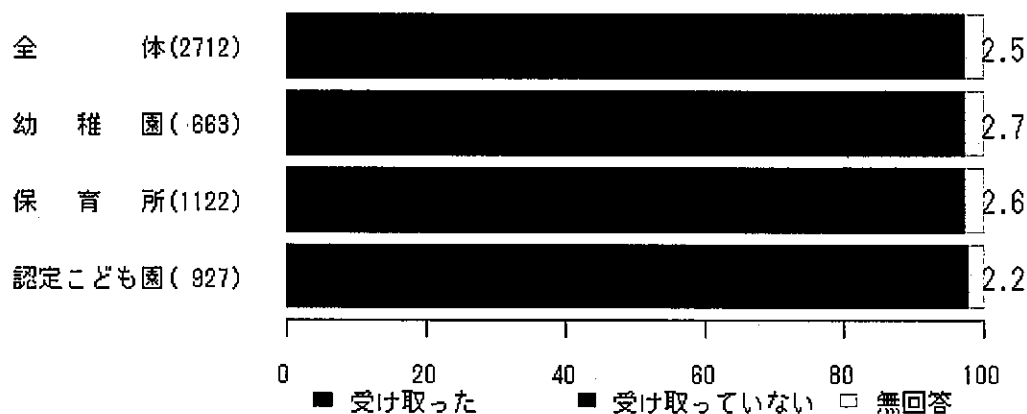


図 18 通知の受取

園長に対して、通知の内容についての理解度を尋ねたところ、通知を受け取ったと回答した園のうち、「内容を十分に理解した」又は「内容をある程度理解した」と回答した園を合計すると 91%であった（図 19）。

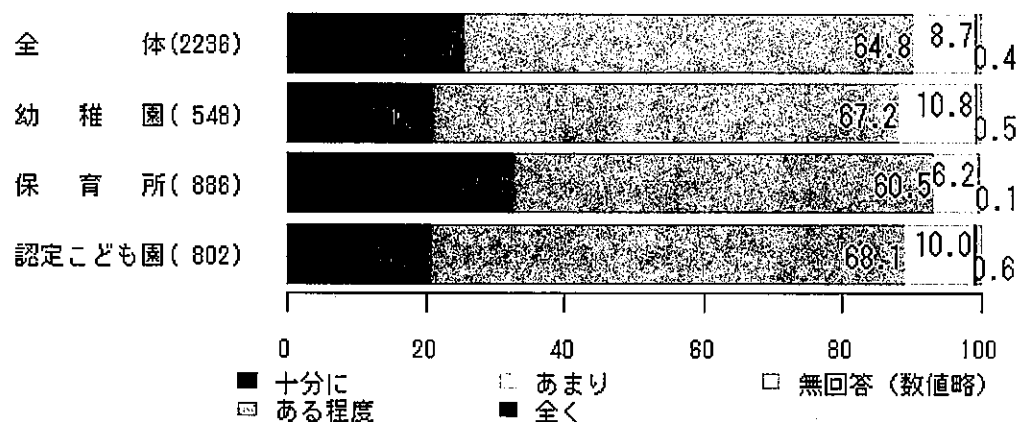


図 19 通知の内容の理解度

ガイドラインの存在を把握していないと回答した園について分析したところ、園の種別でみると、私立幼稚園や認可外保育施設、所在地別にみると人口 10 万人未満の市町村にある園について、ガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた（参考資料 3）。また、設置者別にみると、学校法人である園についても多少、ガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた。

その理由については、より詳細な分析が必要と考える。

② ガイドライン及び通知を受けて改善の検討等

園長に対して、ガイドライン及び通知を受けて、事故防止及び事故発生時の対応の改善を検討・実施したか尋ねたところ、「改善を検討し、実行した」、「改善を検討し、現在、実行中」と回答した園を合計すると 62%であった（図 20）。

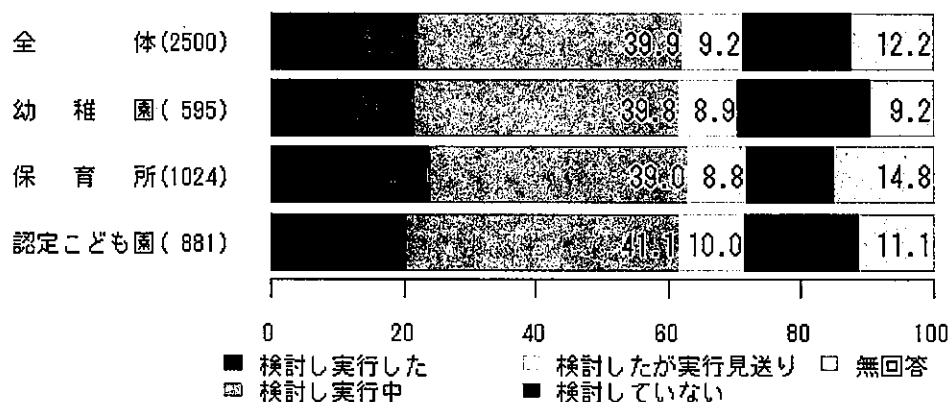


図 20 事故防止及び事故発生時の対応に関する取組についての改善

「改善を検討し、実行した」、「改善を検討し、現在、実行中」と回答した園が実際に改善に取り組んだ内容を園長に対して尋ねたところ、「プール活動・水遊び時の監視者は監視に専念する」(73%)、「時間的余裕を持ってプール活動を行う」(64%)、「十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動の中止も選択肢とする」(57%)といった回答が上位にあった(図 21)。

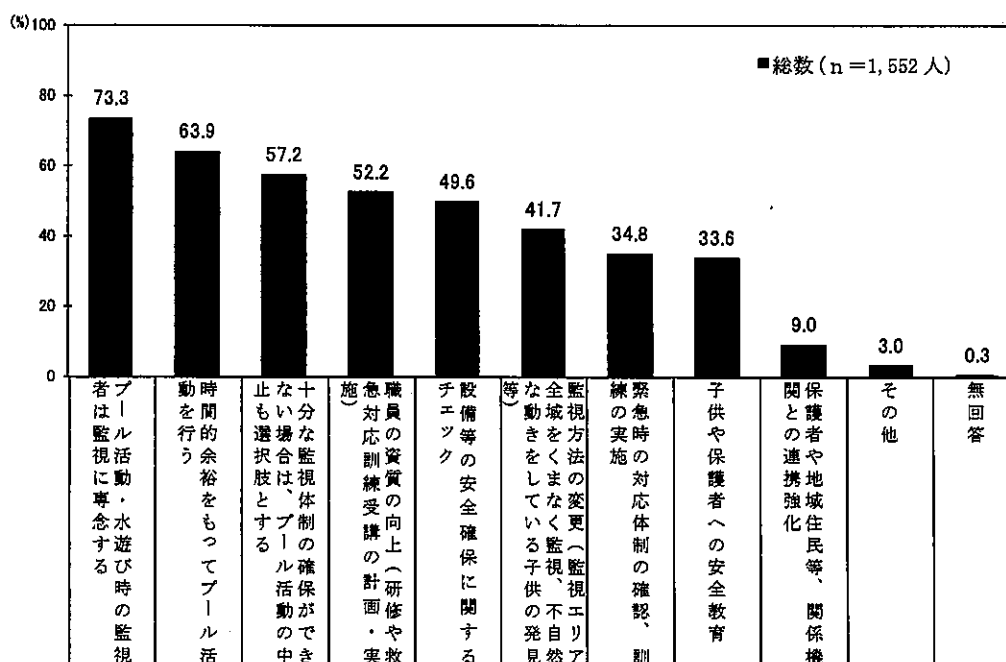


図 21 ガイドライン及び通知を受けて改善した事故防止等への取組の内容(複数回答)

一方で、「改善を検討したが、実行は見送った」、「改善は検討していない」と回答した園に対して、その理由を園長に尋ねたところ、「改善の必要性を感じなかった」(43%)、「人員が不足している」(23%)、「他に優先順位の高い施策がある」(17%)といった回答があった(図22)。

なお、保育所では、「小さいビニールプールを使用している」、「回数が少ない」といった回答があった。

さらに、3～5歳児クラスのいずれかで監視に専念する職員¹⁸がいないと回答した179園において「改善を検討したが、実行は見送った」、「改善は検討していない」と回答した80の園の理由は、「改善の必要性を感じなかった」(38%)、「人員が不足している」(38%)、「予算が不足している」(15%)、「他に優先順位の高い施策がある」(23%)といった回答があった(図22)。

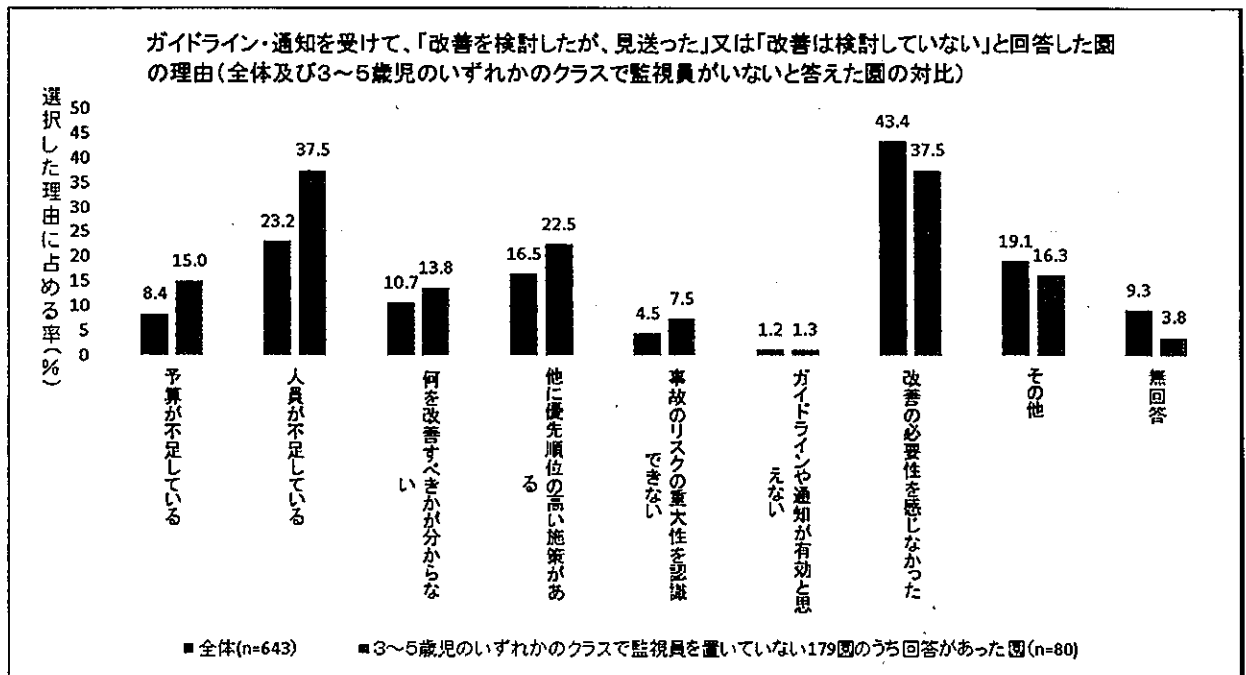


図22 ガイドライン・通知を受けて事故防止等への取組についての改善を見送り等した理由(複数回答)

¹⁸ 本実態調査において、職員とは、保育・教育に当たる職員をいう(幼稚園教諭免許保有者、保育士資格保有者又は保育教諭を含む)。

(3) プール活動・水遊びにおける実態について

① プール活動・水遊びにおける実態

園長と幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の双方にプール活動・水遊びにおける実態に関して質問をしたところ、次のような結果を得た(表6)。

また、「水の外で監視に専念する職員」については、ガイドラインの作成以前と本アンケートを行った平成29年7月現在の変化についても調査した。

表6 プール活動・水遊びにおける実態

	園長票		教諭票	
	H28.3.31 以前	H29.7.現在	H27.夏	H29.7.現在
一度に水の中に入れる子供の人数平均 ¹⁹				
3歳児クラス		16.2人		16.7人
4歳児クラス		18.0人		18.4人
5歳児クラス		18.6人		19.0人
水の中で指導する職員の人数平均 ²⁰				
3歳児クラス		1.7人		1.6人
4歳児クラス		1.6人		1.5人
5歳児クラス		1.6人		1.5人
水の外で監視に専念する職員の人数平均 ²¹				
3歳児クラス	1.2人	1.4人	1.3人	1.3人
4歳児クラス	1.2人	1.3人	1.2人	1.2人
5歳児クラス	1.1人	1.3人	1.1人	1.2人
水の外で監視に専念する職員がいない比率 ²²				
3歳児クラス	9.0%	4.3%	8.3%	6.6%
4歳児クラス	10.8%	5.4%	10.2%	8.6%
5歳児クラス	11.4%	6.2%	10.9%	9.3%

一度に水の中に入れる子供の人数、水の中で指導する職員の人数、水の外で監視に専念する職員の人数のいずれも、園長票と教諭票の間に大きな差はなかった。

水の外で監視に専念する職員の人数について、平成28年3月31日以

¹⁹ 「貴園において、3～5歳児のクラスでは、平均何人の子供が、一度に水の中に入ることができますか。」との質問(5人ごとの区間で回答を得た)に対する回答を元にクラス別の回答の平均(無回答又は分からないとの回答を除く)。

²⁰ 「貴園において、3～5歳児のクラスで、一度に水の中に入る子供に対して、水の中で指導する職員を何名配置していますか。」との質問に対するクラス別の回答の平均(無回答又は分からないとの回答を除く)。

²¹ 「貴園において、3～5歳児のクラスで、一度に水の中に入る子供に対して、水の外で監視に専念する職員は、それぞれ何名配置していますか。」との質問に対するクラス別の回答の平均(無回答又は分からないとの回答を除く)。

²² 「貴園において、3～5歳児のクラスで、一度に水の中に入る子供に対して、水の外で監視に専念する職員は、それぞれ何名配置していますか。」との質問に対する、「いない」との回答の全体に対する比率。

前と平成 29 年 7 月現在とで、園長票では平均人数が若干の増加となっているが、教諭票ではほとんど変化がない結果となっている。

水の外で監視に専念する職員がいない比率については、園長票及び教諭票のいずれも減少幅に違いはあるが減少していた。しかしながら、「水の外で監視に専念する職員がいない」、と回答した園が園長票で 4.3% (3 歳児クラス) ～6.2% (5 歳児クラス)、教諭票によれば、6.6% (3 歳児クラス) ～9.3% (5 歳児クラス) であった。

園長票において、水の外で監視に専念する職員がいない園について分析したところ、設置者別でみると、学校法人が設置する園、所在地別でみると、人口 10 万人未満の市町村に所在する園について、水の外で監視に専念する職員がいない傾向がみられた (参考資料 3)。

なお、その理由については、より詳細な分析が必要であると考える。

② 監視に専念する職員が配置できなかった場合の処置

園長に対して、監視に専念する職員が配置できなかった場合に、プール活動・水遊びを中止するかどうかを尋ねたところ、「中止する」と回答した園は、全体の 78% であった (図 23)。

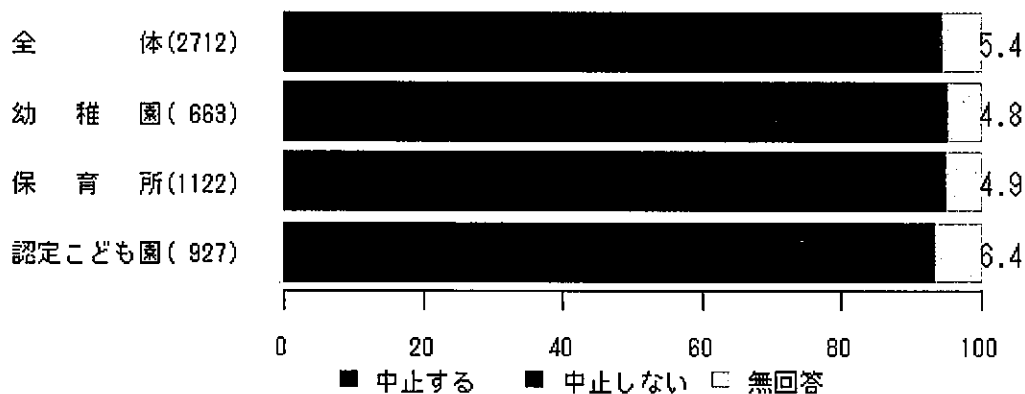


図 23 監視に専念する職員が配置できなかった場合にプール活動・水遊びを中止するか

③ 監視に専念するための工夫

園長に対して、プール活動・水遊びにおける事故防止に対する独自の取組、アイデア、要望事項等を自由に記述することを求めたところ、以下のような回答を得た (附属資料 3)。

◆監視者

- ・監視者が、監視中であることを周囲の人間が分かるようにビブスを着用している（公立保育所）。
- ・監視者は、腕章を身につけ役割を果たし、次の監視者にバトンタッチする（幼保連携認定こども園）。
- ・監視役が役に徹することができるように、タスキをかけ、誰が見ても監視役だと分かるようにしている。保育士のみならず、子供達にも監視の先生には「話しかけない・ものを頼まない、遊んでもらわない」と決めている（公立保育所）。

◆人数確認

- ・スイムキャップを園で購入し、数字をつけ、チェック表を作り監視員が活動中に数字をチェックする（私立保育所）。
- ・指導員と監視員に分けて、管理している。監視員は、ストップウォッチを持ち、10分入ったら、一度園児をプールから出し人数確認をしている。監視員は、たすきをかけている（公立保育所）。
- ・監視者は対角の位置で監視するよう心掛けている（公立幼稚園）。
- ・監視台を購入し、監視者が子供を見やすくすると同時に、監視に専念できるようにした（私立保育所）。
- ・看護師に水質検査を兼ねて、プール遊びの時間帯はできるだけフリーで動けるようにしている（幼保連携認定こども園）。
- ・遊具の片付けは子供と同時に一緒にするようにし、離れた場に子供が居ることがないようにしている（公立幼稚園）。
- ・プールサイドに携帯電話、連絡マニュアル等を専用ボックスに入れて設置している（公立保育所）。

(4) 知識、技量の保有について

① プール活動・水遊びにおける子供の特性とリスク

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びにおける子供の特性とリスクに関する(ア)～(キ)の7項目について、知っているかを尋ねたところ、知っているとの回答が74～98%であったが、(カ)については21%、(キ)については26%が知らないとの回答であり、他の項目より認知度がやや低かった。

子供の特性とリスクについて知った経緯を尋ねたところ、「園で受けた教育、指導等で知った」との回答は、「他のきっかけで知った」との回答の半分程度であった。(図24)。

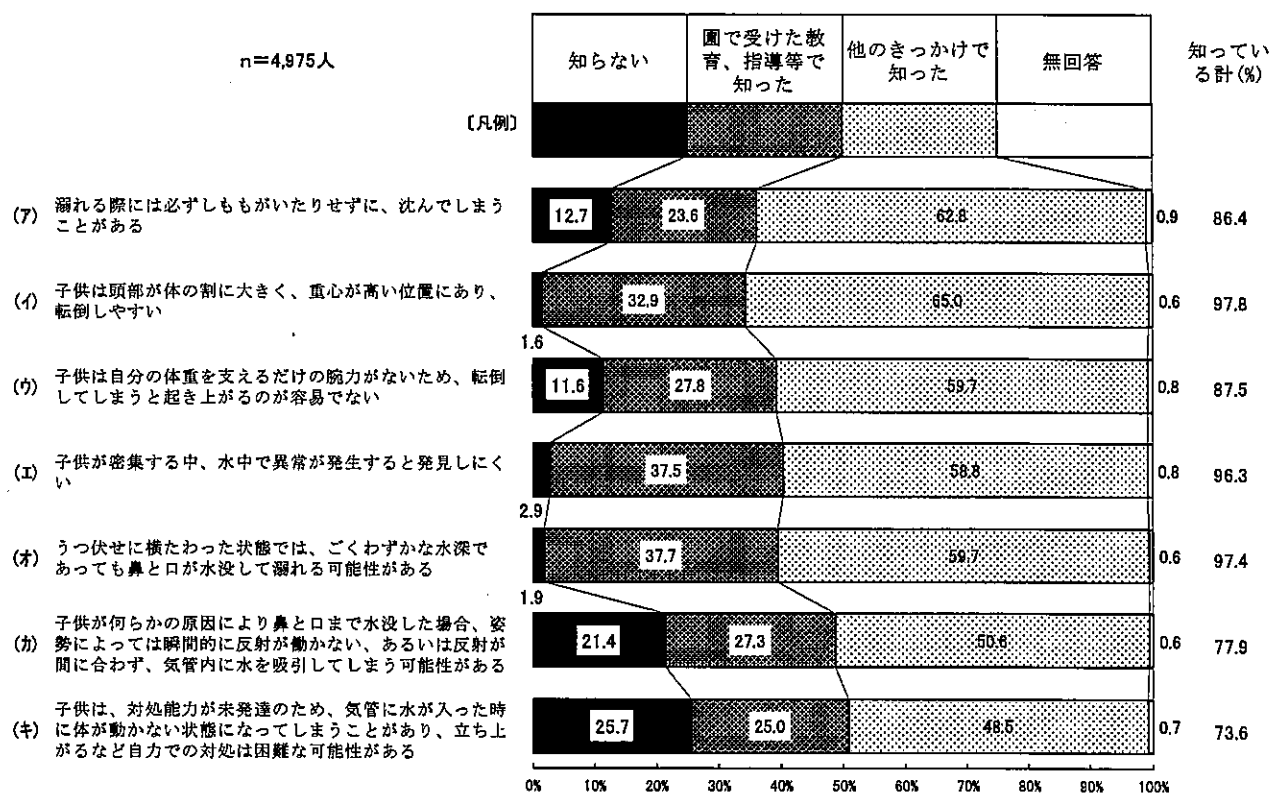


図24 プール活動・水遊びにおける子供の特性とリスクについての周知状況

② プール活動・水遊びにおける監視のポイント

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びにおける監視のポイントに関する(ア)～(エ)の4項目について、知っているかを尋ね

たところ、全ての項目について 90%以上が知っているとの回答であった。監視のポイントについては、「園で受けた教育、指導で知った」比率は、他のきっかけによるものとほぼ同率であった（図 25）。

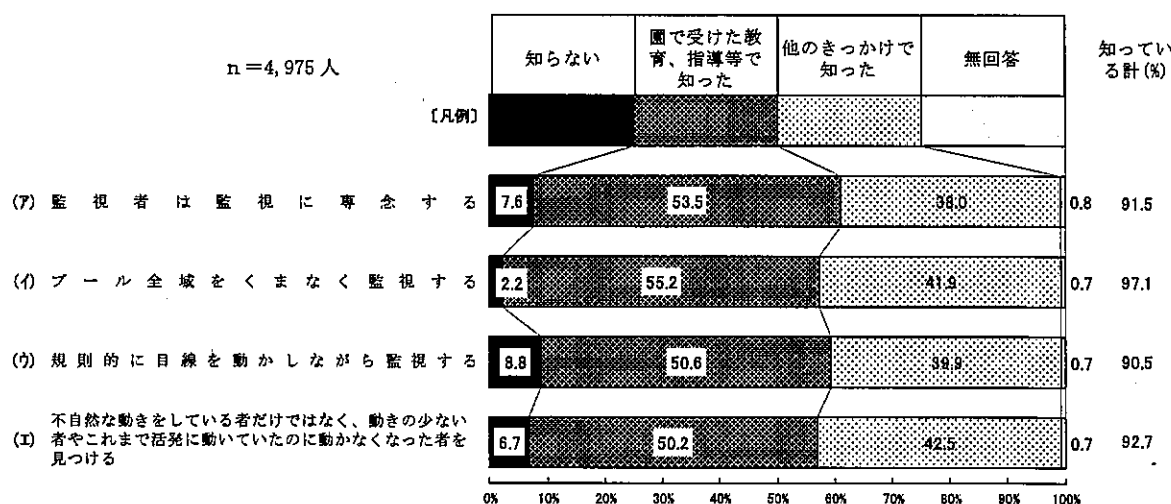


図 25 プール活動・水遊びにおける監視のポイントの周知状況

③ 心肺蘇生について

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、心肺蘇生の講習会を受講したことがあるか複数回答で尋ねたところ、受講した時期にかかわらず、「1年以内に受講している」との回答は 43%であり、「1年より前3年以内に受講している」との回答は 33%であった（図 26）。

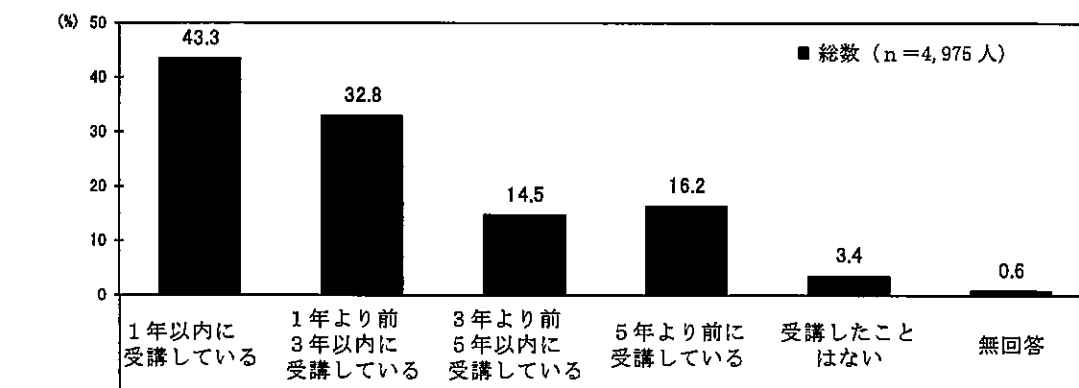


図 26 心肺蘇生の講習会受講状況（複数回答）

一方で、心肺蘇生の講習会を受講した経験のある幼稚園教諭、保育士及び

保育教諭に対して、実際に心肺蘇生を行う自信があるかを尋ねたところ、「できる自信がある」又は「多分できる」との回答を合計したところ57%であった（図27）。

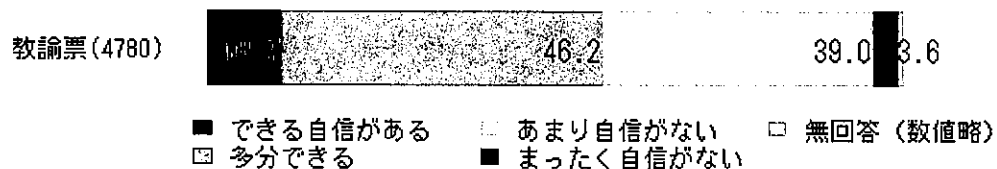


図27 心肺蘇生を実際にできる自信

心肺蘇生の講習会を受講した経験のある幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、講習を受講した機関としては消防署が76%と多く、日本赤十字社が次いで14%であった（図28）。その他として回答があったのは、AED²³の納入事業者、警備事業者、自動車教習所等であった。

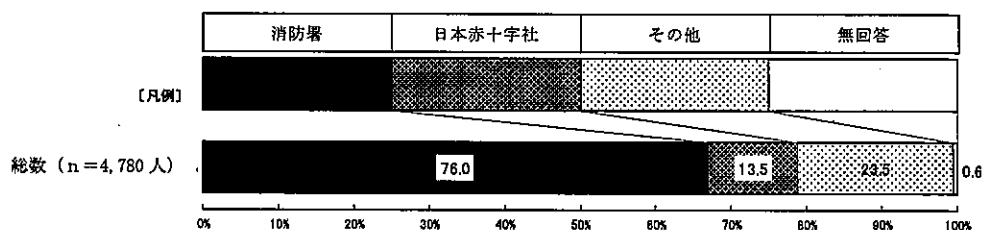


図28 心肺蘇生の講習を受講した機関（複数回答）

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、救命曲線について知っているか尋ねたところ、「よく知っている」又は「知っている」と回答した幼稚園教諭、保育士及び保育教諭は全体の98%であり、「まったく知らない」との回答は0.1%であった（図29）。

²³ AED (Automated External Defibrillator、自動体外式除細動器) とは、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。

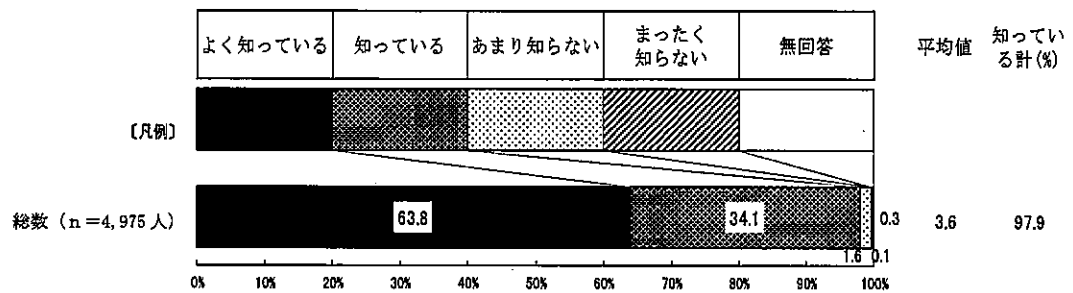
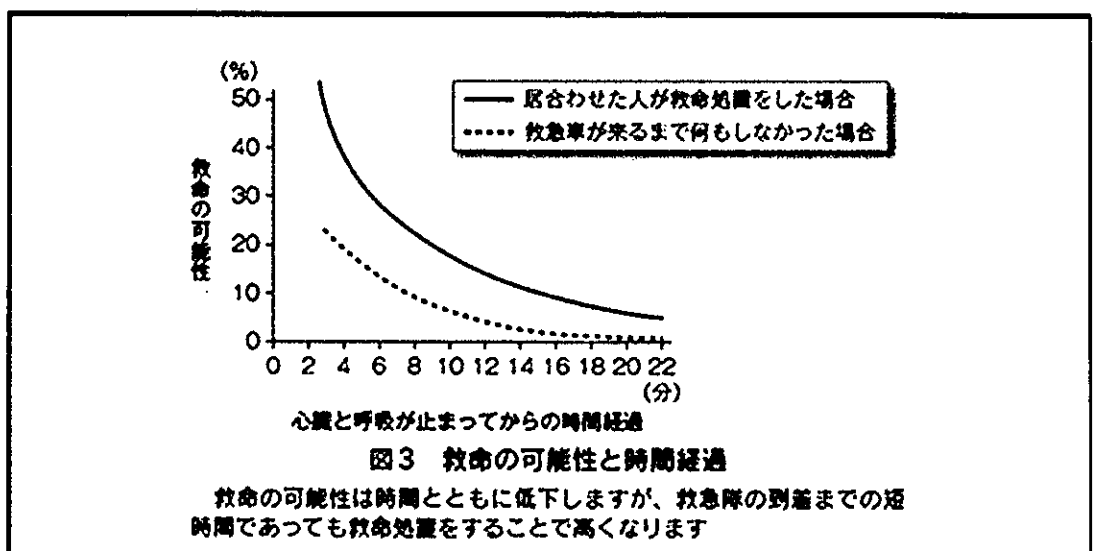


図 29 救命曲線の認知について



(出典：『救急蘇生法の指針 2015 (市民用) (厚生労働省)』『図 3 救命の可能性と時間経過』から引用)

図 30 救命曲線について

(5) 幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対する教育・指導、園長に対する教育・研修について

① 幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対する教育・指導

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びにおける事故防止のために必要な情報としてこれまでに見聞きしたり、学習したりしたものを尋ねたところ、心肺蘇生法 88%、AED 使用法 87%、他園の事故事例 72%、プール活動・水遊びの監視における注意すべきポイント 67%、ヒヤリハット事例 64%、プール活動・水遊びにおける子供の特性とリスク

63%であった（図 31）。

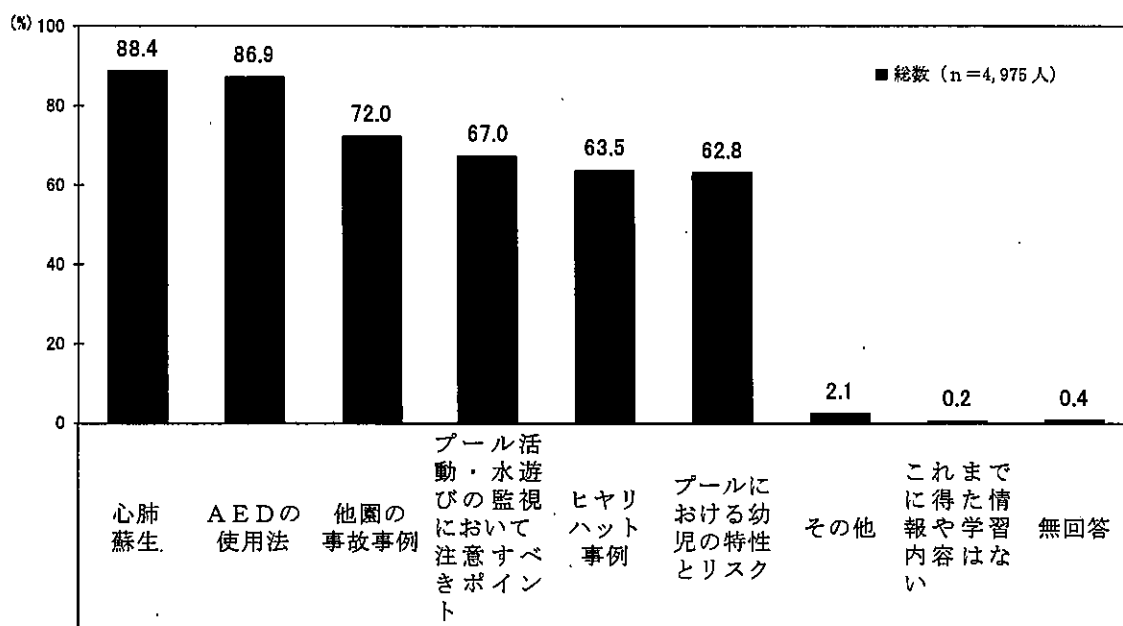


図 31 プール活動・水遊びにおける事故防止のために必要な情報としてこれまでに聞きしたり、学習した項目（複数回答）

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して、プール活動・水遊びにおける事故防止を図るための取組について、参加したことのある取組及び今後役に立つと思う取組を尋ねたところ、例えば、外部講師の講義については、「参加したことがある」との回答が 34%であったのに対して、「今後役に立つと思う」との回答が 67%であった。また、行政機関の講習会については、「参加したことがある」との回答が 29%であったのに対して、「今後役に立つと思う」との回答が 58%であった（図 32）。

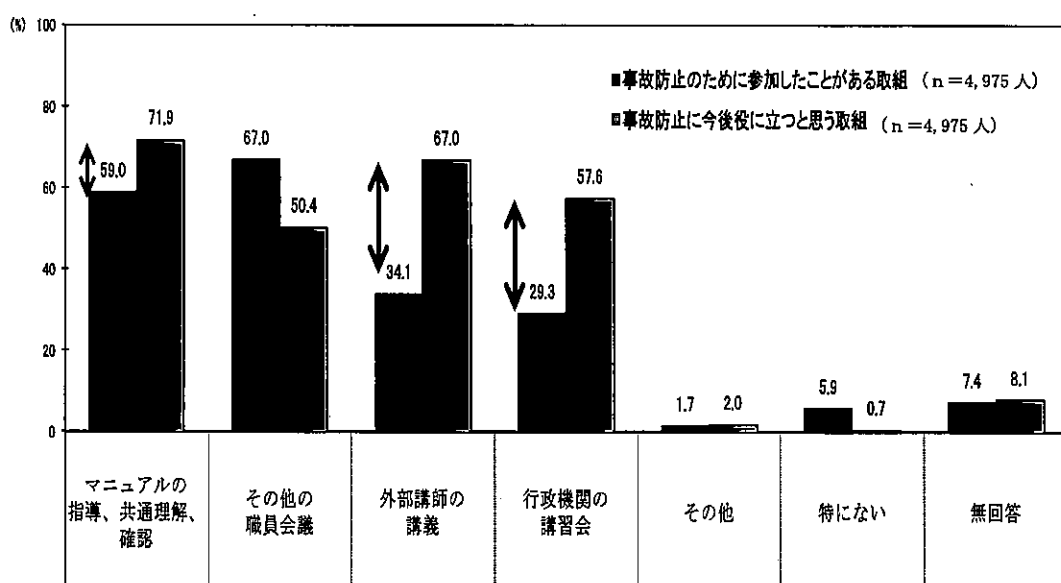


図 32 幼稚園教諭、保育士及び保育教諭がプール活動・水遊びにおける事故防止を図るために参加した取組及び今後役に立つと思う取組（複数回答）

園長に対して、プール事故・水遊びの事故防止のために、園で必要と思う項目を尋ねたところ、プール事故・水遊びの事故安全管理マニュアル・チェックシート 69%、プール事故・水遊びの事故防止のための危険予知トレーニングツール 44%、プール事故・水遊びの安全管理について、他の幼稚園での事故事例紹介 43%、プール事故・水遊びの事故防止啓発用のDVD、動画等 32%であった。また、その他として、職員への指導や声かけ、自園の状況に合わせた事例研修、ロールプレイの実施といった記載があった（図 33）。

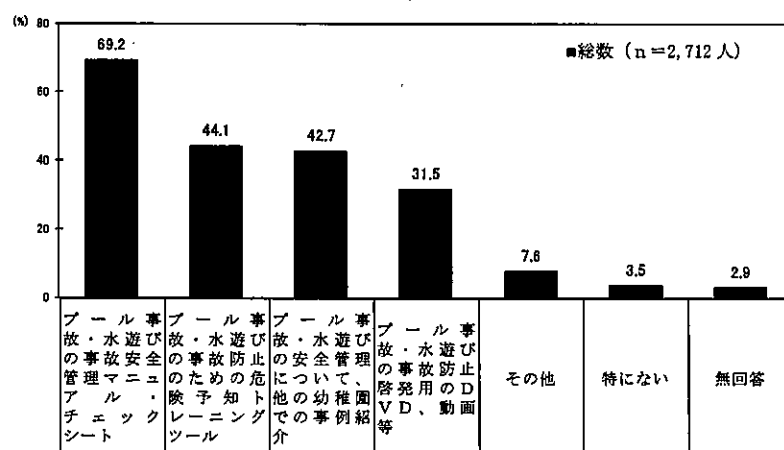


図 33 園長がプール活動・水遊びにおける事故防止を図るために必要と思う項目（複数回答）

② 園長に対する研修・教育

園長を対象として、地方公共団体が、園の安全に関する研修・教育の場や機会を設けているか尋ねたところ、「設けている」と回答した園は58%であった。その頻度は、年間に1～3回が80%であった。

一方で、「設けていない」又は「知らない」と回答した園を合計すると40%であった（図34）。

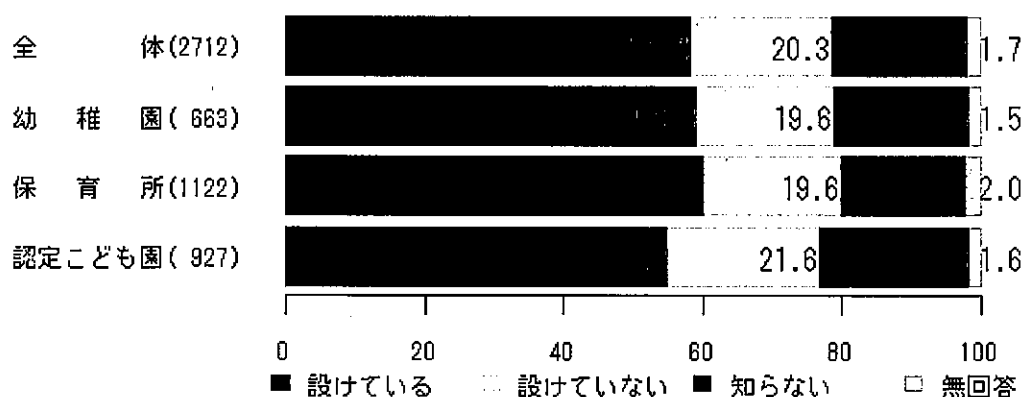


図34 地方公共団体による園長対象の安全研修・教育

地方公共団体が安全に関する研修・教育の場や機会を「設けている」と回答した園長に対して、どのくらい参加しているかを尋ねたところ、「全部参加している」又は「半分くらい参加している」との回答を合わせると76%であった（図35）。

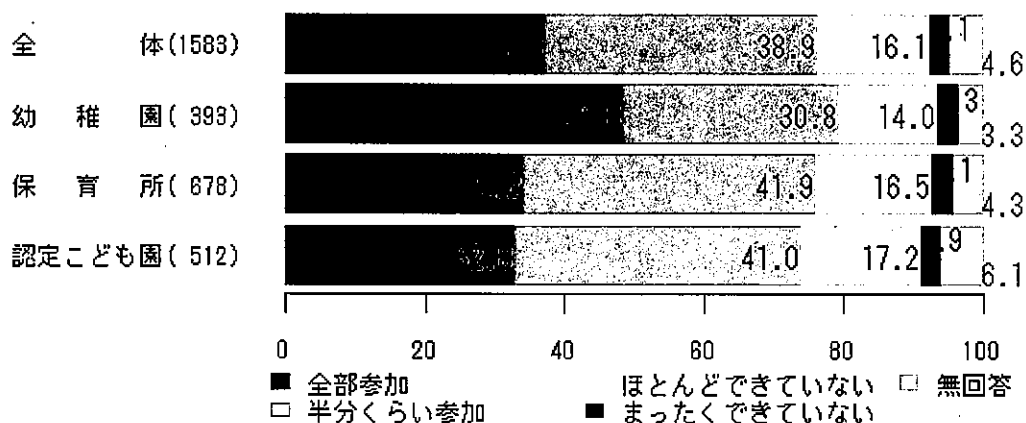


図35 地方公共団体による園長対象の安全研修・教育への参加状況

地方公共団体が安全に関する研修・教育の場や機会を「設けていない」又は「知らない」と回答した園が40%だったのに対して、園の安全管理に関する研修・教育の場を設けてもらいたい、設けられたときに参加するか否かを尋ねたところ、「是非設けてもらいたいし、参加もしたい」との回答は50%であり、それに「是非設けてもらいたい、参加できるかどうかはわからない」を加えると76%であった（図36）。

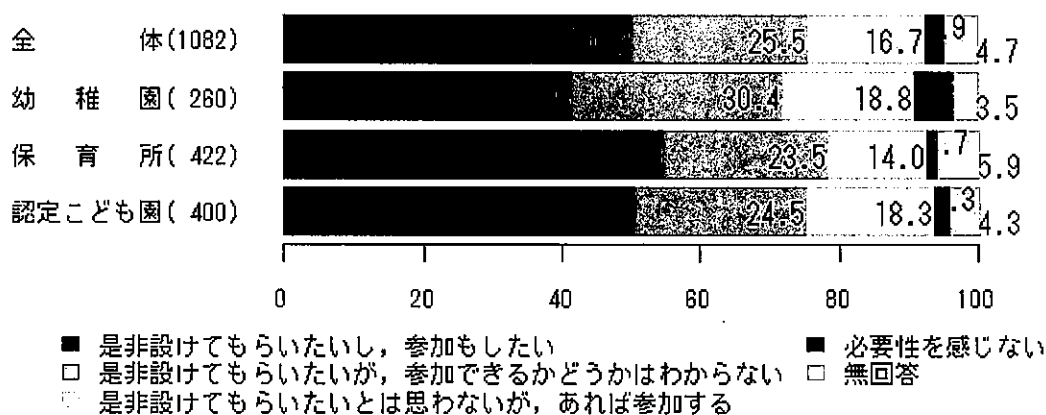
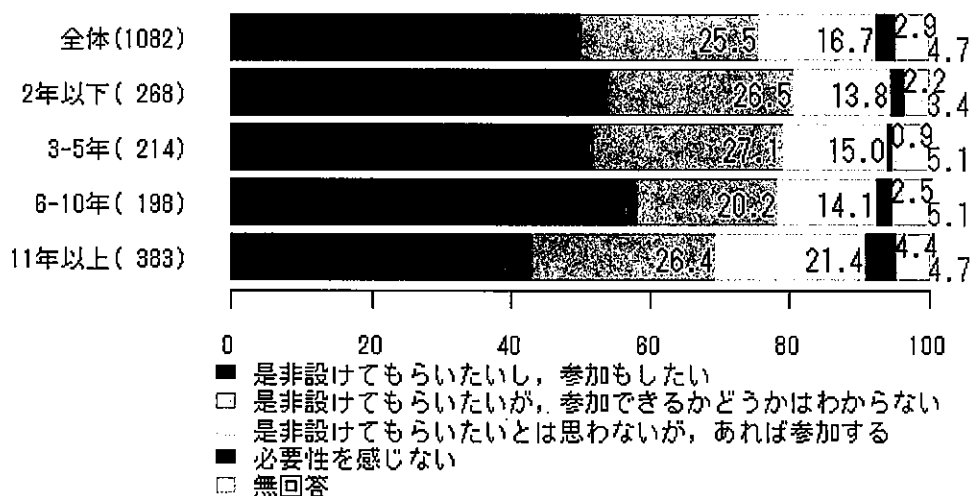


図36 安全管理に関する研修・教育への要望

さらに、園長の経験年数ごとに分析をしたところ、経験年数が少ない園長の要望が高い傾向がみられた（図37）。



※ 全体(1082)には経験年数不明(19)を含む。

図37 安全管理に関する研修・教育への要望（園長の経験年数別）

③ 園での研修・教育の工夫

園長に対して、プール活動・水遊びにおける事故防止について独自の取組、アイデア、要望事項等を尋ねたところ、以下の回答があった。

- ・プールシーズンの前に、クラスごとに、プールの活動表（子供の遊ばせ方、監視者の位置、安全のチェック項目等）を作成する（私立保育所）。
- ・プール開きの際、園児を対象に職員全員で具体的に危険な動作を演じて示している。演劇的に示すことで小さい子供達に分かりやすく安全指導する（公立幼稚園）。
- ・プール活動に係ることは全てペアでチェックする（公立幼稚園）。
- ・職員がそれぞれ危機管理等の学んだことを他の職員と共通理解する。プール遊びを含めてどのような遊びもそれをするることによる最悪のことを思い浮かべる。するとその対処が分かってくるので、共通理解して実行する（公立幼稚園）。
- ・『こうなったらどうする??』のイメージトレーニングをしている（公立保育所）。

3. 調査委員会の見解

調査委員会では、プール活動・水遊びにおける事故やヒヤリハットの発生状況を把握するとともに、平成 23 年プール事故の事故等原因調査報告書において、調査委員会が事故の再発防止に有効と考えた対策が幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に十分に伝わっているか、幼稚園等において実際に対策が講じられているか、また、プール活動に関わる幼稚園教諭、保育士及び保育教諭がどのように受け止めているか等を、アンケート調査により確認することとした。

その結果、事故やヒヤリハットが依然として発生していること、また、一つの園で複数回発生している場合があることが明らかとなった。

平成 23 年プール事故の事故等原因調査報告書において対策として特に重視した、監視体制に空白が生じないようにすること、すなわち、「監視者と指導者を分けて配置し、その役割分担を明確にする」ことについて、関係行政機関からガイドラインが出された平成 28 年 3 月以前の状況と比較すると、「水の外で監視に専念する職員がいない」と回答した園の割合は減少しており、ガイドラインや通知に一定の効果があったと考えられる。しかしながら、以下の点については、十分な対策が講じられていない園が認められた。

調査委員会は、関係者における取組が徹底されなければ、事故が再発するのではないかと懸念している。

3. 1 監視者が監視に専念し、監視体制に空白が生じないようにすること

平成 29 年 7 月時点においても、水の外で監視に専念する職員がいないとする園が少なからずみられた。調査委員会としては、水の外で監視に専念する人員を配置することを徹底する必要があると考える。また、水の外で監視に専念する人員を配置できない場合には、プール活動・水遊びを中止又は中断する必要があると考える。水の外で監視に専念する人員は、園の職員に限定するものではないが、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて十分な知識を有する者であることが必要である。

また、監視者が監視に専念するためには、監視者自身が監視に徹すべきことを自覚することはもちろんのこと、指導者、子供及び保護者など周囲が監視者の役割を理解することが重要である。子供に対しては、監視者に話しかけない、頼みごとをしないなど分かりやすく伝えることが重要である。監視者がビブスや腕章など、監視者以外の職員と区別できるものを着用することにより、指導者や子供が、監視者が監視中であることを認識することができると考える。

アンケート調査では、水の外で監視に専念する職員がいないとする園のうち、

事故防止及び事故発生時の対応に関する園の取組を改善していない園に、その理由を複数回答で尋ねたところ、「人員が不足している」との回答が 38%、「予算が不足している」との回答が 15%あった。関係行政機関、地方公共団体等は、園において適切な監視・指導体制を確保することができるよう配慮すべきである。

3. 2 監視のポイントや事故の未然防止に関する教育

実際の監視に当たっては、監視者が子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントを踏まえて行うことが必要であり、ライフセーバー等のプール活動・水遊び等の事故防止に関する専門家から監視方法や監視のポイントを事前に学ぶことが有用である。アンケート調査では、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭が事故防止を図るために、今後、役に立つと思うものとして、外部講師の講義や行政機関の講習会などがあった。園長が事故防止のために園で必要と思うものは、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の順であった。

このように事前教育を行うとともに、プールシーズン前、プールシーズン中など機会を捉えて、毎年職員会議などを開催し、プール活動・水遊びの際の監視体制、監視のポイント等をプール活動・水遊びに関わる職員で確認することが必要である。

3. 3 緊急事態への備え及び対応

事故が発生した場合を想定した緊急時対応マニュアルを作成していない幼稚園等が全体の 4 分の 1 程度みられた。事故が発生しても、対応次第で救える命があることを認識し、幼稚園等が緊急時対応マニュアルの作成や幼稚園教諭、保育士及び保育教諭への十分な共有、日常的な緊急時対応訓練を行うことが必要である。緊急時対応マニュアルでは、119 番通報を含む園内での連絡体制を構築するとともに、緊急時想定訓練では、心肺蘇生や AED の使用についての訓練のみならず、緊急時の園内連絡体制の確認を十分に行うことが必要である。また、心肺蘇生や AED の使用については、迅速かつ正確に実践できることが重要であり、子供を対象とした心肺蘇生を専門機関や専門家から学ぶなど、訓練の方法についても工夫が必要であると考ええる。

その上で、プール活動・水遊びの現場においては、心肺蘇生^{そせい}を始めとした応急手当等、119 番通報を含めた緊急時の対応についての知識及び技量を有し、緊急時にそれらを実践することができる人員を配置することが必要である。

3. 4 事故やヒヤリハット情報の共有、蓄積

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭がプール活動・水遊びにおける事故やヒヤリハットを経験したときには、園内でその情報を共有することが類似の事故防止に有効である。

アンケート調査では、事故やヒヤリハットの事例が園内及び他園においても情報伝達、共有されているとの回答が多くみられた。ただし、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の自由記載の中には、さらに他園で発生した具体的な事例などの情報共有を求める意見もあった。

将来的には、事故やヒヤリハットの情報を蓄積し、注目すべき事象の抽出や傾向の分析など、類似事故の再発防止のために活用されることが望ましいと考える。そのためには、医療や介護の分野を参考²⁴にして、できる限り現場の負担にならないような方法で、事故やヒヤリハットの情報を集める仕組みを検討することが必要である。

3. 5 ガイドライン及び通知の周知徹底

アンケート調査の結果、ガイドライン又は通知の存在を把握していない、又は、内容を理解していない園があることから、関係行政機関において、ガイドライン及び通知の内容を分かりやすく、漏れなく伝える工夫が重要であると考え。また、その理由は明らかではないが、園の種別でみると、私立幼稚園や認可外保育施設、所在地別でみると、人口10万人未満の市町村に所在する園について、ガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた。また、園の設置者別でみると学校法人が設置する園についても多少その傾向がみられた。このような幼稚園等に対しては、一層の周知徹底が必要である。

²⁴ 例えば、厚生労働省が行っている「医療事故情報収集等事業」（厚生労働大臣の登録を受けた登録分析機関、現在は公益財団法人日本医療機能評価機構にて実施している。）において、医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関等から幅広く事故等事案に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供している。

4. 意見

調査委員会は、幼稚園等におけるプール活動・水遊びにおける事故を再発させてはならないとの強い決意の下、以下のとおり、意見を述べることにした。

これは、平成23年プール事故の事故等原因調査報告書において再発防止策を示し、関係行政機関に対して意見を述べたにもかかわらず、類似の事故が繰り返して発生していることを重く受け止めたためである。

同意見において、調査委員会は、「幼児にとって、水に慣れ親しむことは大切な体験となる。」「幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）におけるプール活動や水遊びの活動が萎縮することを望んでいるものでは決してない。むしろ、幼児が安全に楽しくプール活動・水遊びを行うことができる環境作りが重要であると考える。」とした。現在もその考えに変わりはない。しかしながら、事故の再発防止のためには、水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止することが必要である。

今回、調査委員会では、プール活動・水遊びを行う際に幼稚園等における園長及び監視を担当する人員が活用できるチェックリストを作成した（附属資料1、2）。これらがプールシーズン前の職員会議や日々のミーティングなど機会があるごとに利用されることで、事故防止の意識を高められると考えている。

4. 1 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、地方公共団体及び関係団体に対し、本実態調査を参考にして次の（1）、（2）、（3）及び（4）の措置を講じるよう求めるべきである。また、文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、必要な時期に幼稚園等の取組の状況を把握し、それを踏まえてガイドラインを見直すなどして、適切な取組が行われるようにすべきである。

その際、本実態調査においてガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた、私立幼稚園や認可外保育施設、人口10万人未満の市町村に所在する園等、取組が十分ではないと考えられる幼稚園等について配慮すべきである。

- （1）プール活動・水遊びを行う場合は、次の①から③までの取組を行うよう、幼稚園等に対して一層の周知徹底を図る。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼稚園等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにする。

- ① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。水の外で監視に専念する人員を配置

することができない場合には、プール活動・水遊びを中止する。

- ② 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行う。

- ③ 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行う。

- (2) 地方公共団体は、(1) ②「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼稚園等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行う。

- (3) 地方公共団体は、(1) ③「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行う。

- (4) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。

4. 2 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して情報の共有を図るべきである。また、類似事故の再発防止に活用するために、事故及びヒヤリハットの情報についても、幼稚園等や幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して自主的な協力を促すなどして、収集・蓄積する仕組みを検討すべきである。

4. 3 文部科学省は、上記4. 1及び4. 2の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組むべきである。

附属資料

附属資料 1

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^{注1}

～ 園長用 ～

- ☐ 内閣府、文部科学省、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日）を確認してください。
 - ☐ 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行ってください。
 - ☐ プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とした心肺蘇生^{ふせい}などの応急手当や非常時の対応について事前教育を行ってください。
 - ☐ 一刻を争う状況にも対応できるように 119 番通報を含む緊急事態への対応（EAP^{注2}）を整理し、マニュアルや定期的な訓練等により共有してください。また、緊急時に実践できるよう、日頃から緊急時対応訓練を行い、マニュアルが実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
 - ・園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を訓練してください。
 - ☐ プール活動・水遊びに関する指導マニュアルを作成し、実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。

特に以下の項目については十分に検証してください。

 - ☐ ・プール活動・水遊びの活動の内容や時間帯、時間配分は、子供の体調や生活のリズムなど、安全性を考慮して適切に定めてください。
 - ☐ ・監視者の人数、配置については、園のプールの広さや形、一度に水に入れる子供の人数、年齢、時間帯など園ごとの事情を考慮して、適切に定めてください。ヒヤリハットが発生したときは、情報を共有し、原因を考え、改善策を検討して実行してください。
 - ☐ プールでの指導を行う職員のほかに、監視者を必ず決めてください。
- 監視者について次の事項をあらかじめ確認し遵守させてください。
- ☐ ・監視者は、水の外、プールサイドに配置してください。
 - ☐ ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代させてください。
 - ☐ ・複数名で監視をさせるときは、担当エリアを決めてください。
 - ☐ ・監視者は、目立つ色の帽子やビブス等を着用させて周囲からも監視者であることが分かるようにしてください。
 - ☐ ・水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止してください。
 - ☐ ・時間的余裕をもって活動させてください。

☐

：プールシーズンごと

☐

：プール活動ごと

（注1）本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考に作成した。）

（注2）EAP（Emergency Action Plan）（特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017 年 9 月 10 日発行「プール・ライフガーディング教本」第 6 章参照）

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^注

～ 監視を担当する職員・スタッフ用 ～

プール活動
ごとに
チェック

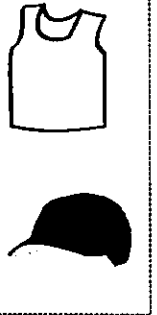
監視者は、監視に専念しなければなりません。

プール活動の指導や片付けをしてはいけません。

一瞬たりとも子供たちから目を離さないことが大事です。

【プール活動・水遊びの前に】

- ☐ 目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が監視者であるか分かるものを身につけましょう。子供たちに、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだりできないこと」を知らせておきましょう。



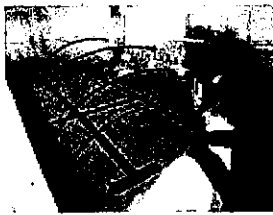
- ☐ あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。
 - ・監視エリアの全体が見えるよう、プールサイドで水の外から監視をしましょう。
 - ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代しましょう
 - ・複数名で監視をするときは、担当エリアを確認しましょう。

- ☐ 園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。
 - ・プールサイドに、連絡手段（電話など）やAEDがあることをあらかじめ確認しましょう。

【プール活動・水遊び中】

- ☐ プール全体、子供たち全員を監視しましょう。
 - ・規則的に視線を動かしながら監視しましょう。

※図4-4 セーモユラー・スキャンニング



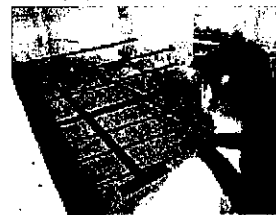
※図4-5 トライアングル・スキャンニング



※図4-2 マップ＆ダウン・スキャンニング



※図4-3 ワイド・トコ・ワイド・スキャンニング



（出典：特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017 年 9 月 10 日発行「プール・ライフガーディング教本」P.35～36）

- ・監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意してください。
- ・溺れるときには、「助けて！」「バシャバシャ」といった状況とは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かない子供や不自然な動きをしている子供がいかにに留意しながら監視をしましょう。
- ・子供たちの表情にも注意し、声をかけたり注意を促したりしましょう。
- ・担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子などの子供理解の上で監視をしましょう。
- ・ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

【万一、子供たちが溺れたときには】

- ☐ 重篤の場合は、すぐに119番通報をするとともに、救命処置をしましょう。

（注 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考にして作成した。）

附属資料 3

参考となる対応策 ～プール活動・水遊び事故防止のための工夫～

1. プール活動・水遊びに関する指導マニュアルについて

園の種類	回答
私立保育所	プールシーズンの前に、クラスごとに、プールの活動表(子供の遊ばせ方、監視者の位置、安全のチェック項目等)を作成する。
公立保育所	プール活動においてもマニュアルを徹底するよう指導し、プール活動中は幼児に対応する職員以外に監視に専念する職員 1 人を必ず配置している。そのため、人手が足りないので、施設長が監視役として専念しなければならない、職員皆で事故を防ぐために連携して対応している。
公立幼稚園	プールの中に入る担任 1 名、監視 1 名の他、臨時の職員が柔軟に動けるように配置している。確保できない場合は、園長も、プール全体を監視するなど、多くの目で見えるようにしている。
公立幼稚園	事前に「監視担当」と「指導担当」の役割をはっきり確認するようにしている。
認定こども園	プールが大型であり、大人数で入っているため、プールの周りに監視に専念する係は 1 名だが、その他 2 名配置している。また、その 1 名も集中力が持続する 15 分で交替している。
公立保育所	今あるものを「プール活動・水遊びのマニュアル」という形で見直し、検討を行い、マニュアルを作成したい。
認定こども園	安定した気持ちでプール遊びに取り組めるよう、生活リズムを考えた中で計画を学年ごとに立てている。
公立幼稚園	横は見づらいので、職員は対角にいるように心掛けている。
認定こども園	プール遊びのフローチャートを作成し、監視する保育者と指導する保育者の役割を明確化し、リスク対応も記入している。救命措置もチャート化し掲示している。
認定こども園	プール遊びに関しては、実施中、目を離さないよう気を付けるとともに、一緒に遊ぶ友だち同士でもお互いに気を付け合うように声かけを行っている。交替で入るため他クラスとの連携も行っている。

公立保育所	人の目を多くするため、1クラスで入らず、時間差を設け、重なる時間を作りながら、プールサイドの遊び、プール内の遊びを作っている。 監視員は監視に徹するよう働き方、見方をシミュレーションして、共通認識を持っている。 気温＋水温が50℃以上にならない時は、プール遊びを行わない。
-------	---

2. 職員に対する事前教育について（監視のポイントなど）

園の種類	回答
私立幼稚園	毎年、事前研修として教員が安全管理のDVDを見る。プールサイドから監視する者は、全体を見るのではなく、担当エリアだけを目を放さず監視する。
公立幼稚園	プール開きの際、園児を対象に職員全員で具体的に危険な動作を演じて示している。ストーリー、セリフ、動きを通して演劇的に示すことで小さい子供達にわかりやすく安全指導する。
公立幼稚園	プール活動に係ることは全てペアでチェックする。
公立幼稚園	職員がそれぞれ危機管理等の研修で学んだことを他の職員と共通理解する。プール遊びを含めてどんな遊びもそれをするることによる最悪のことを思い浮かべる。そうすることでその対処が分かってくるので、共通理解して実行する。
公立保育所	『こうなったらどうする??』のイメージトレーニングをしている。
公立保育所	子供が気を付けること（走らない、押さないなど）を絵カードにしてプールサイドに掲示している。
公立保育所	保育士のみならず、子供達にも、監視の先生には「話しかけない・ものを頼まない・遊んでもらわない」と決めている。
認定こども園	水中で転んだときの上向き状態になったときの怖さ・服を着た状態で水に入った時の水着との違い・流れている水に入った時の上手な水流の乗り方（流され方）・本来楽しい水遊びが一つ間違えると水の恐ろしさ、等を知らせている。
認定こども園	職員同士で情報や事例を共有し合い、自身に振り返って保育につなげていくように努めている。施設面で事故を最小限に防ぐよう、施錠など徹底している。事故のみならず体調や病気流行を防ぐ水質管理に十分配慮している。

3. 職員に対する事前教育について（心肺蘇生^{そせい}などの応急手当や非常時の対応）

園の種類	回答
公立幼稚園	年に一回は、必ず、心肺蘇生の講習を園独自で行っている。保護者もPTAの行事として夏休み前に「救急法講習」を行っている。
公立幼稚園	国のガイドラインに準じて、（市で）ガイドラインを園長会で作成している。心肺蘇生法やAEDの使用について、園独自で訓練を実施している。
認定こども園	プールや水遊びが始まる前に、AED、心肺蘇生の研修を行っている。
認定こども園	今年度より救命救急実践訓練の回数を増やした。定期的に行うことにより、そのつど確認でき、身体が、命を守るためにしなければならないこととして動くようになる。

4. 緊急時対応マニュアル及び緊急時対応訓練について

公立保育所	プールサイドに携帯電話、連絡マニュアル等を専用ボックスに入れている。
公立保育所	AEDや携帯電話を身近に設置する。
認定こども園	プール遊びに関する緊急対応マニュアルを作成している。各学年（歳児・クラス）におけるシミュレーションをプール遊び前に行い、事故の際の連絡系統、蘇生法等速やかに冷静に判断、対応できるように訓練している。定期的に行う安全会議においてもプール遊びに関するヒヤリハット、注意事項の確認を行い共通理解に努めている。
公立保育所	プール遊び期間中は必ずプールサイドに職員を配置している。プールサイド監視の保育士は緊急連絡用ホイッスルを持ち、何か突発的なことが発生したときは周りの保育士に知らせることができるようにし、練習も実施している。
認可外保育施設	地域の消防署の方に、AEDの使用方や救命、応急処置方法の指導をお願いし、スタッフの勉強会を行っている。また、系列の認可保育園から「幼児期の運動に関する指導参考資料」（文部科学省、スポーツ庁）を借りて、研修を行っている。

5. 監視の方法と安全のための工夫について

公立保育所	監視者が、監視中であることを周りの人間が分かるようにビブスを着用している。
公立保育所	監視役が役に徹することができるように、タスキをかけ、誰が見ても監視役だと分かるようにしている。保育士のみならず、子ども達にも監視の先生には、・話しかけない ・ものを頼まない ・遊んでもらわない と決めている
認定こども園	監視者は、腕章を身につけ役割を果たし、次の監視者にバトンタッチする
公立幼稚園	監視者は対角の位置で監視する。
私立保育所	監視台を購入し、監視者が子供を見やすくすると同時に、監視に専念できるようにした。
私立保育所	スイムキャップを園で購入し、数字をつけ、チェック表を作り監視員が活動中に数字をチェックする。
公立保育所	プールサイドに携帯電話、連絡マニュアル等を専用ボックスに入れて設置している。
公立保育所	AEDや携帯電話を身近に設置する。
公立保育所	プール指導・監視役・水遊び指導者は、子供から目を離さないようにするため、片付けその他の雑用は、その他の職員が行う。
公立保育所	遊具の片付けの時間は別に取っている。
公立保育所	ホワイトボードを活用し、子供の人数、見守り職員名等を記載し、誰にでも分かるよう示している。
認定こども園	プール近くの壁にルールや緊急時マニュアルをイラスト等で掲示、監視者は他者と区別するベストを着用し、「監視者」のプレートを付ける。
公立保育所	監視者は腕章を付け、携帯電話を身につけている。携帯電話からの119番通報及び事務室への電話連絡について、模擬や実践を行っている。
私立保育所	監視用カメラを設置し、録画を行う。
公立保育所	指導員と監視員に分けて、管理している ・監視員は、ストップウォッチを持ち、10分入ったら一度園児をプールから出し人数確認をしている ・監視員はたすきをかけている
認定こども園	看護師に水質検査をかねて、プール遊びの時間帯はできるだけフリーで動けるようにしている。
公立幼稚園	遊具の片付けは子供と同時に一緒にするようにし、離れた場の子供だけが居ることがないようにしている。

参考資料

参考資料 1

消 安 委 第 5 0 号

平成 2 6 年 6 月 2 0 日

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

消費者安全調査委員会委員長

消費者安全法第 3 3 条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、平成 2 3 年 7 月 1 1 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関して行った消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を提出する。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

幼児にとって、水に慣れ親しむことは大切な体験となる。調査委員会は、次の対策を求めるが、これは幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）におけるプール活動や水遊びの活動が萎縮することを望んでいるものでは決してない。むしろ、幼児が安全に楽しくプール活動・水遊びを行うことができる環境作りが重要であると考える。

1. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等でのプール活動・水遊びに関し、次の（１）及び（２）の措置を講じるよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。

(1) プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう幼稚園等に対して周知徹底を図る。また、既にこれらの取組を行っている幼稚園等に対しては、再度、周知徹底を図る。

① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。

② 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる教職員に対して、幼児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

③ 教職員に対して、心肺蘇生^{きゅうそせい}を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように 119 番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行う。

(2) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、幼児の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。

2. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して事故情報の共有を図るべきである。

3. 文部科学省は、幼稚園等における具体的な取組が推進されるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターの知見を活用することなどにより、幼児のプール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法について情報提供を行うべきである。

4. 文部科学省は、上記 1. から 3. の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組むべきである。

参考資料 2

平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 29 年 12 月

内閣府子ども・子育て本部（認定こども園担当）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

スポーツ庁政策課学校体育室

厚生労働省子ども家庭局保育課

（消費者安全調査委員会からの質問事項）

- ① 平成 28 年 12 月以降の幼稚園等でのプール活動・水遊びに関する事故防止の取組について御教示いただきたい。
- ② 幼稚園教諭や保育士等のプール活動に関わる教職員が、プール監視の方法や、プール活動・水遊びを行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて学ぶことのできる場として、どのようなものがあるか（例えば、行政機関や地方公共団体が行う研修会など）。
- ③ 幼稚園教諭や保育士等のプール活動に関わる教職員が、民間のプール監視や水難救助の専門家から学ぶ機会があるか。ある場合、どのようなものがあるか。
- ④ 重要な通知については、発出の一定期間後、地方公共団体や関係団体から、通知の内容の実施状況について結果報告を求める仕組みがあるか。今後、検討できないか。
- ⑤ 幼稚園教諭や保育士の養成課程において、幼児のプール活動・水遊びを行う場合の安全の確保を学ぶ時間が含まれておらず、新卒の保育士等が学んでいない実情があるのではないかと。溺水は死亡に直結する重大な事であり、今後養成課程に含める予定があるか。

- ⑥ 「水泳等の事故防止について」の通知が毎年発出されているが、幼児教育関係者は、「水泳」と記載されていると体育のことと思い、通知をきちんと見ていない可能性もある。事故が継続して発生しているので、「幼児のプール活動・水遊び」に特化したものを繰り返し通知する必要があるのではないか。
- ⑦ 各幼稚園等において、プール活動をする際には、保健所に対して必要書類の提出をしたり、教育委員会に対して次年度の教育課程（プール開きやプール納めを年間計画に含む。）の提出をしている。各幼稚園等、保健所及び教育委員会においても、各園でプール活動の安全に関する意識が高まるよう、このような機会も活用してはどうか。
- ⑧ 平成 28 年 12 月以降のガイドラインの周知徹底に関する取組について御教示いただきたい。また、これまでの周知徹底の評価をどのように、またいつ頃行う予定か。
- ⑨ 様々な周知（災害対策、不審者対策等）がなされる中、プール活動・水遊びを行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントが現場に行き渡っていないと思われるが、通知やガイドラインの内容を分かりやすく伝えるために、何か工夫している点はあるか。
- ⑩ 学校保健安全法適用除外とされている施設（計画策定義務のない施設）に対する考え方はいかがか。何らかの対策が必要と考えるが、具体的な対応と実施状況調査について御教示いただきたい。
- ⑪ 平成 29 年 3 月の幼稚園教育要領改訂は、来年度から実施されるが、保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 3 つの改訂内容について整合性が図られることとされている。それぞれにおける、プール活動・水遊びに関する管理・指導に関する考え方について、御教示いただきたい。
- ⑫ 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」に関し、平成 28 年 12 月以降の検討内容、今後のスケジュール、結果の活用方法について御教示いただきたい。
- ⑬ 平成 28 年 7 月に那須塩原市で発生したプール事故について、平成 29 年 3 月に取りまとめられた検証委員会の報告を踏まえて、当該園、地方公共団体、各府省においてなされた事故防止の取組について御教示いただきたい。

- ⑭ 死亡事故以外の重大事故として、地方公共団体が必要と判断した事例についての検証状況を把握しているか。把握している場合、件数及び概要について御教示いただきたい。
- ⑮ 各施設・事業者におけるヒヤリハット事例の検証状況を把握しているか。把握している場合、件数及び概要を記載について御教示いただきたい。
- ⑯ 「幼児期の運動に関する指導参考資料（ガイドブック）第一集（冊子およびDVD）」（平成 27 年 3 月文部科学省）のほかに、幼児のプール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法について幼稚園等に情報提供したものがあるか。

【回答】

- ① 平成 28 年 12 月以降の幼稚園等でのプール活動・水遊びに関する事故防止の取組について御教示いただきたい。

⇒ 平成 28 年 12 月以降のプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、以下の通知等を各都道府県教育委員会教育長、各都道府県児童福祉主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛て発出し、注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところ。

- ・水泳等の事故防止について（平成 29 年 4 月 28 日 29 ス庁第 98 号スポーツ庁次長通知）
- ・幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成 29 年 6 月 16 日府子本第 487 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）
- ・保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成 29 年 6 月 16 日雇児保発 0616 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（平成 29 年 8 月 29 日子保発 0829 第 1 号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）
- ・教育・保育施設等における事故防止の徹底について（平成 29 年 9 月 1 日府子本第 715 号・29 初幼教第 6 号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知）

また、各府省が実施する全国会議や研修会等、及び関係団体が行う研修会などにおいて、事故防止に関する取組について、その周知徹底を図っているとこ

ろである。

- ② 幼稚園教諭や保育士等のプール活動に関わる教職員が、プール監視の方法や、プール活動・水遊びを行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて学ぶことのできる場として、どのようなものがあるか（例えば、行政機関や地方公共団体が行う研修会など）。

⇒ プール活動・水遊びでの注意点の内容が記載されている「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（以下、「ガイドライン」という。）を平成 28 年 3 月に各都道府県教育委員会教育長、各都道府県民生主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長宛に発出したところ。また、この通知の周知を図るための事務連絡を平成 28 年 10 月および平成 29 年 5 月に発出したところである。

上記通知等を用い、各府省が実施する全国会議や研修会等、及び関係団体が行う研修会などにおいて、事故防止に関する取組について、その周知徹底を図っているところである。

例えば、スポーツ庁委託事業において、独立行政法人日本スポーツ振興センター主催のスポーツ事故防止対策推進会議の開催案内を配布し、研修の機会を提供している。また、「水泳等の事故防止について」（平成 29 年 4 月 28 日ス庁第 99 号スポーツ庁次長通知）等を通じて、安全管理に携わる全ての従事者に対し、事故防止対策等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことを依頼している。

厚生労働省では、平成 28 年度において、児童に対し安心・安全な保育を行っていくことを目的とし、保育所等の保育士及び保育従事者を対象に、ガイドラインの内容理解を含む研修（全国 4 ヶ所）を実施した。また、この研修の動画及び資料は厚生労働省ホームページに掲載し、広く活用できるようにしている。

- ③ 幼稚園教諭や保育士等のプール活動に関わる教職員が、民間のプール監視や水難救助の専門家から学ぶ機会があるか。ある場合、どのようなものがあるか。

⇒ ・「幼児期の運動に関する指導参考資料（ガイドブック）第一集（冊子及びDVD）」（平成 27 年 3 月文部科学省）を作成し、水遊びでの事故事例と防止対策について掲載し、全国の幼稚園に配布している。

・ガイドラインは、調査研究事業を立ち上げ、民間のシンクタンクにより事故

防止の専門家による委員会を設け作成したものであるが、このガイドラインには、プール活動・水遊びの際の監視及び発生時の対応が詳細に記載されている。また、このガイドラインでは、自治体は各施設・事業者の研修の機会を確保するよう努めることとされている。

- ・「水泳等の事故防止について」（平成 29 年 4 月 28 日ス庁第 99 号スポーツ庁次長通知）等を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「学校事故事例検索データベース」を参照として挙げ、事故事例の供給を図っている。
- ・厚生労働省では、平成 29 年度予算において、保育所等の職員等を対象とし、本ガイドラインの解説等、事故防止、事故発生時の対応に必要な知識、技術の修得、資質の確保に必要な研修を自治体が実施するものに対し、必要な費用を補助する事業を実施している。

- ④ 重要な通知については、発出の一定期間後、地方公共団体や関係団体から、通知の内容の実施状況について結果報告を求める仕組みがあるか。今後、検討できないか。

⇒ 教育・保育事業の実施主体は地方公共団体となっており、施設・事業所の指導監督権限も有しているところ。これまで国から地方公共団体に対し発出した通知等は、制度上あくまで技術的助言として発出しており、地方公共団体から施設・事業所への通知内容の実施状況の把握などについては、地方公共団体において指導監査等により適切に対応していただいているものと認識している。

- ⑤ 幼稚園教諭や保育士の養成課程において、幼児のプール活動・水遊びを行う場合の安全の確保を学ぶ時間が含まれておらず、新卒の保育士等が学んでいない実情があるのではないか。溺水は死亡に直結する重大な事であり、今後養成課程に含める予定があるか。

⇒ 幼稚園教諭をはじめとする教員の養成に関しては、本年 11 月の教育職員免許法施行規則の改正により、教育の基礎的理解に関する科目の「教育に関する社会的、制度的または経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」において「学校安全」について必ず学ぶこととし、併せて作成した「教職課程コアカリキュラム」において同事項で「学校の管理下で発生する事

件、事故等の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解する」ことを到達目標として示したところ。各大学等においては、これらに沿って適切に教職課程の編成が行われており、平成 31 年度の入学生より新たな制度に基づいた教員養成が開始される。

指定保育士養成施設における保育士養成課程においては、乳幼児の保育に関して、事故防止及び健康安全管理に関する内容を教授している。現在の保育士養成課程は、保育所の事故防止を具体的に示したガイドライン策定以前からのものなので、今後の保育士養成課程の見直しにおいて、本ガイドラインについて、明示する予定である。

- ⑥ 「水泳等の事故防止について」の通知が毎年発出されているが、幼児教育関係者は、「水泳」と記載されていると体育のことと思い、通知をきちんと見ていない可能性もある。事故が継続して発生しているので、「幼児のプール活動・水遊び」に特化したものを繰り返し通知する必要があるのではないか。

⇒ 平成 29 年 8 月 29 日付け子保発 0829 第 1 号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知「保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」や平成 29 年 9 月 1 日付け府子本第 715 号・29 初幼教第 6 号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知「教育・保育施設等における事故防止の徹底について」などの各府省からの通知において、幼児の教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について、「水泳等の事故防止について」を参考とするよう、自治体に対し周知している。

- ⑦ 各幼稚園等において、プール活動をする際には、保健所に対して必要書類の提出をしたり、教育委員会に対して次年度の教育課程（プール開きやプール納めを年間計画に含む。）の提出をしている。各幼稚園等、保健所及び教育委員会においても、各園でプール活動の安全に関する意識が高まるよう、このような機会も活用してはどうか。

⇒ ④に回答したとおり、教育・保育事業は地方自治体が担うものであるが、毎年度、夏の水泳等活動が本格化する前を適切な時機と捉えて「水泳等の事故防止について」を国から地方自治体に発出するなど、⑧にも述べるとおり、あらゆる機会を捉え、注意喚起等に努めてきたところであり、今後も適切な

機会を捉えて注意喚起を行っていくこととしている。

- ⑧ 平成 28 年 12 月以降のガイドラインの周知徹底に関する取組について御教示いただきたい。また、これまでの周知徹底の評価をどのように、またいつ頃行う予定か。

⇒ ガイドラインについては、平成 28 年 3 月に各都道府県教育委員会教育長、各都道府県児童福祉主管部（局）長、各都道府県子育て支援新制度担当部局長等宛てに発出した後も、改めて以下通知等を発出し、あらゆる機会を捉えて注意喚起を行うとともに、関係団体にも周知しているところ。

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の周知の徹底について（平成 29 年 5 月 15 日内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）
- ・平成 29 年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間の実施等の周知について（平成 29 年 10 月 31 日内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）

また、各府省が実施する全国会議や研修会等、及び関係団体が行う研修会などにおいても、ガイドラインの周知徹底を図っているところである。厚生労働省では、平成 29 年度予算において、保育所等の職員等を対象とし、本ガイドラインの解説等、事故防止、事故発生時の対応に必要な知識、技術の修得、資質の確保に必要な研修を実施するための支援事業を創設した。

なお、ガイドラインの周知徹底の評価については、重大事故の件数に反映されるものと考えられ、特に死亡事故の件数が評価の大きなポイントだと考えている。

- ⑨ 様々な周知（災害対策、不審者対策等）がなされる中、プール活動・水遊びを行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントが現場に行き渡っていないと思われるが、通知やガイドラインの内容を分かりやすく伝えるために、何か工夫している点はあるか。

⇒ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドラインの周知徹底について（平成 28 年 10 月 5 日内閣府子ども・子育て本部参事官

付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)では、プール活動・水遊び等での注意点が簡易に分かるように、部屋に掲示したり、職員に配布するためのミニポスター及びパンフレットを作成し配布したところ。

また、各省の Twitter 等 SNS を通じて、ミニポスター等を活用した情報発信を随時行っている。

- ⑩ 学校保健安全法適用除外とされている施設（計画策定義務のない施設）に対する考え方はいかがか。何らかの対策が必要と考えるが、具体的な対応と実施状況調査について御教示いただきたい。

⇒ 保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園および地域型保育事業については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 32 条により、事故の発生又はその再発を防止するため、

①事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備すること。

③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。

としている。

また認可外保育施設については、認可外保育施設に対する指導監督基準により

①事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

②死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

としている。

各施設においては、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを参考に、日常的な点検や職員の研修、その他安全に関する事項について、それぞれの実情に応じて、具体的な指針が策定されているものと認識している。

- ⑪ 平成 29 年 3 月の幼稚園教育要領改訂は、来年度から実施されるが、保育所

保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3つの改訂内容について整合性が図られることとされている。それぞれにおける、プール活動・水遊びに関する管理・指導に関する考え方について、御教示いただきたい。

⇒ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針については平成29年3月に改訂・改定された。

幼稚園教育要領は、各幼稚園が編成する教育課程の大綱的な基準を定めるものであるためプール活動・水遊びに関する指導や安全についての考え方についても個別的に示していないが、幼稚園における安全について新たに留意事項を示したところ。(下記参照) また、「幼稚園教育要領解説」において発達の実情に応じて安全に関する指導を行うことや、学校保健安全法に基づく学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機対応マニュアル)などを作成し、常に見直し、改善することの重要性等を示し、平成29年度中に周知を図る予定である。

なお、幼稚園におけるプール活動・水遊びに関する事故防止については、①等でも回答しているとおり、毎年度、幼稚園を含めた全学校種に関して「水泳等の事故防止について(通知)」(平成29年4月28日スポーツ庁次長)を発出するとともに、文部科学省で実施する会議等において周知徹底を図っている。

さらに、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領においてはプール活動・水遊びは、保育中特に重大事故が発生しやすい場面であることを新たに明記し、事故防止に取り組む必要があることを示している。

また、両解説においても、乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことにも留意しつつ、事故防止ガイドラインの内容を踏まえ、プール活動・水遊び場面における監視体制等の具体的な事故防止の取組について記載し、平成29年度中に周知を図る予定である。

(参考)

○幼稚園教育要領 (抜粋)

第1章総則 第3教育課程の役割と編成等

4 教育課程の編成上の留意事項

(3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (抜粋)

第3章健康及び安全 2 事故防止及び安全対策

- (2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

○保育所保育指針 (抜粋)

第3章健康及び安全(2)事故防止及び安全対策

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

- イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

- ⑫「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」に関し、平成28年12月以降の検討内容、今後のスケジュール、結果の活用方法について御教示いただきたい。

⇒ 有識者会議は、平成28年4月に設置され、28年度中は4月と10月の2回会議を開催し、有識者会議として継続して取り組んでいく内容及び、事故情報データベースの改善等についてご議論いただいたところ。

第3回会議を平成29年5月に、第4回会議を9月に開催し、自治体から提出された検証報告について5つの自治体からヒアリングを実施した上で、自治体や保育現場にフィードバックすべき内容について検討していただいている。

有識者会議で検討された内容が取りまとめられ次第、HPに掲載するとともに、自治体及び保育現場に対し周知を図りたいと考えている。

- ⑬ 平成28年7月に那須塩原市で発生したプール事故について、平成29年3月に取りまとめられた検証委員会の報告を踏まえて、当該園、地方公共団体、各府省においてなされた事故防止の取組について御教示いただきたい。

⇒ 本年5月に開催した第3回有識者会議において、那須塩原市から検証委員会報告書についてヒアリングを実施したところ。

当該園の事故後の取組としては、事故当時、「園児の安全管理」について定め、避難訓練マニュアル及び不審者対応マニュアルは作成されていたが、

プール事故の際の対応方法については特に作成していなかった。

また、内閣府等から出されたプール活動の事故防止などに関する通知を園としては認識していたが、園長が確認しただけで全職員への周知は行われていなかったことなど、園の取組、認識不足について指摘がなされていた。

これらを受け、那須塩原市と栃木県が連携して、園に対し再発防止策を提出するよう依頼し、園に対するヒアリングを行っていることを承知している。

国においても、プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止については、前述の①、②のとおり、毎年、プール活動・水遊び前に、通知を発出し注意喚起を行うとともに、併せて関係団体にも周知しているところ。

- ・水泳等の事故防止について（平成 29 年 4 月 28 日 29 ス庁第 98 号スポーツ庁次長通知）
- ・幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成 29 年 6 月 16 日府子本第 487 号内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）通知）
- ・保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（平成 29 年 6 月 16 日雇児保発 0616 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）

29 年度においては、次の通知も発出し、周知徹底を図っている。

- ・保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について（平成 29 年 8 月 29 日子保発 0829 第 1 号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）
- ・教育・保育施設等における事故防止の徹底について（平成 29 年 9 月 1 日府子本第 715 号・29 初幼教第 6 号内閣府子ども・子育て本部参事官・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長通知）

- ⑭ 死亡事故以外の重大事故として、地方公共団体が必要と判断した事例についての検証状況を把握しているか。把握している場合、件数及び概要についてご教示いただきたい。

⇒ 地方公共団体が必要と判断された検証は現在 1 件で、那須塩原市で発生したプール事故（一時意識不明）である。

- ⑮ 各施設・事業者におけるヒヤリハット事例の検証状況を把握しているか。把握している場合、件数及び概要を記載について御教示いただきたい。

⇒ 府省において把握はしていない。なお、ヒヤリハット事例まで報告義務をかけることは現場等の負担が相当大きくなると考えている。

- ⑩ 「幼児期の運動に関する指導参考資料（ガイドブック）第一集（冊子およびDVD）」（平成 27 年 3 月文部科学省）のほかに、幼児のプール活動・水遊びにおける事故防止のための具体的な手法について幼稚園等に情報提供した
ものがあるか。

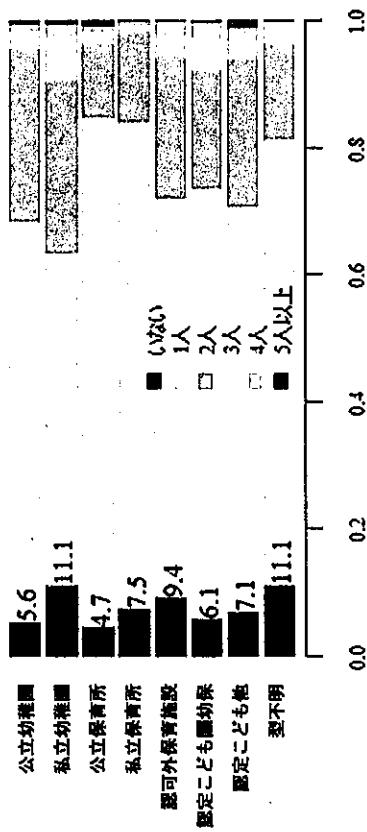
⇒ 府省においてははない。

（以上）

1. 園の種別

図1-1 水の外で監視に専念する職員の数

(H29.7.1 5歳児クラス、無回答除く) (グラフ中の数値は%)



(3歳児クラス、4歳児クラスもほぼ同様の傾向)

図1-2 ガイドラインの内容の理解度

(無回答除く) (グラフ中の数値は%)

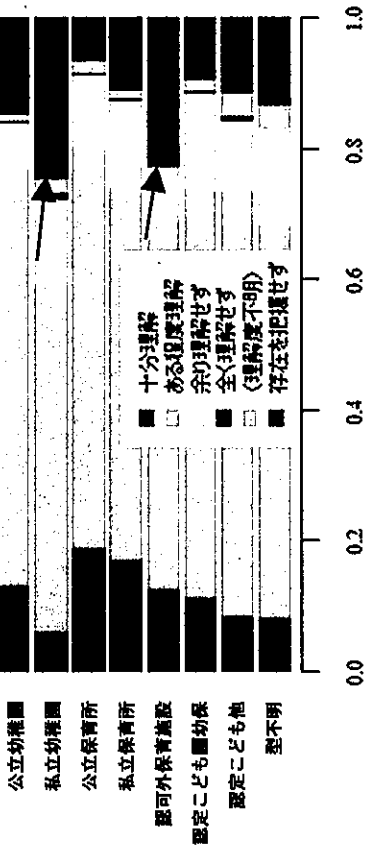


図1-3 専用の指導マニュアルの作成

(グラフ中の数値は%)

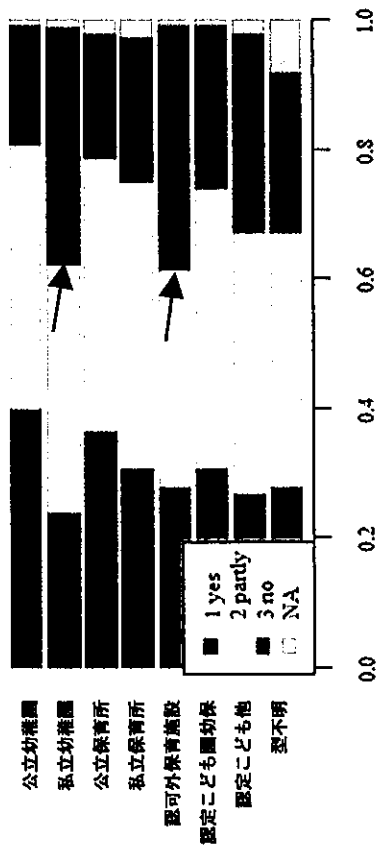
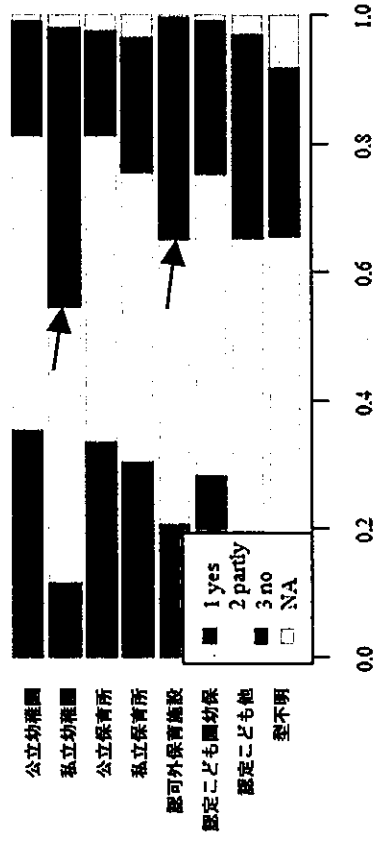


図1-4 緊急時対応マニュアルの作成

(グラフ中の数値は%)



参考資料3

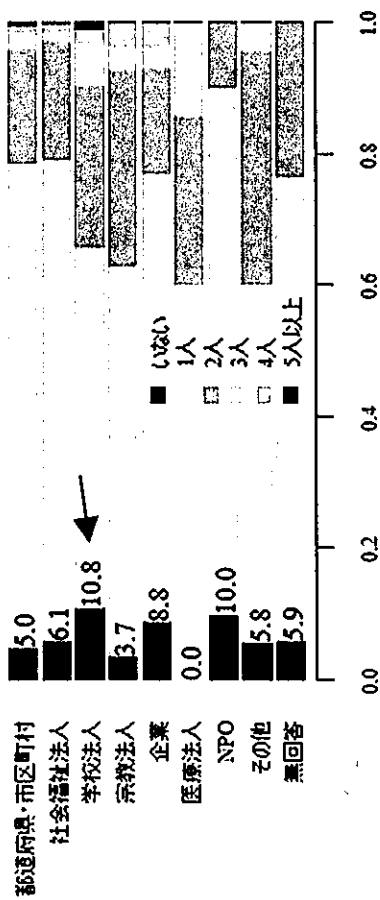
(注：園の種別、園の設置者、園の所在地（人口規模）、園の規模の4つの要因を2項ロジスティック回帰分析

した結果、有意になったものを矢印で示す。実線は個別の影響、点線は全体的な傾向を示す。)

2. 園の設置者

図2-1 水の外で監視に専念する職員の数

(H29.7.1 5歳児クラス、無回答除く) (グラフ中の数値は%)



(3歳児クラス、4歳児クラスもほぼ同様の傾向)

図2-3 専用の指導マニュアルの作成

(グラフ中の数値は%)

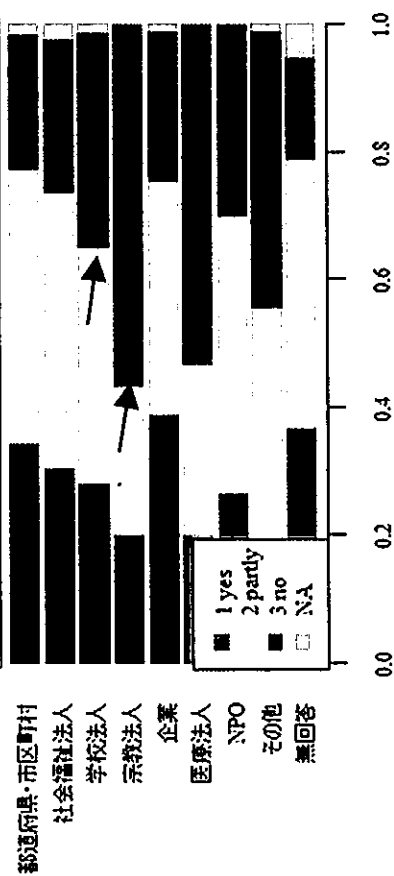


図2-2 ガイドラインの内容の理解度

(無回答除く) (グラフ中の数値は%)

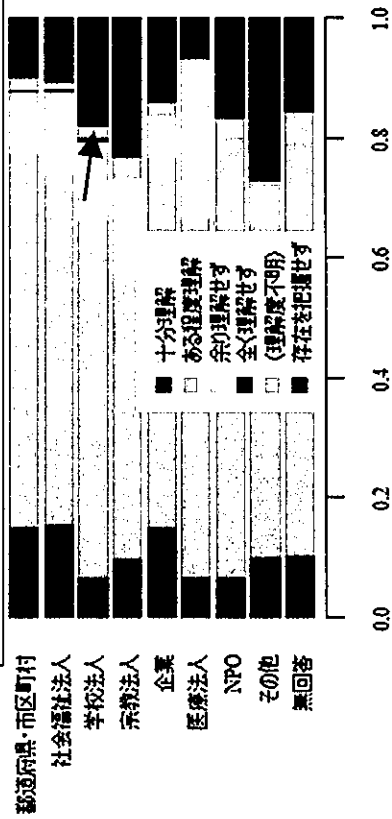
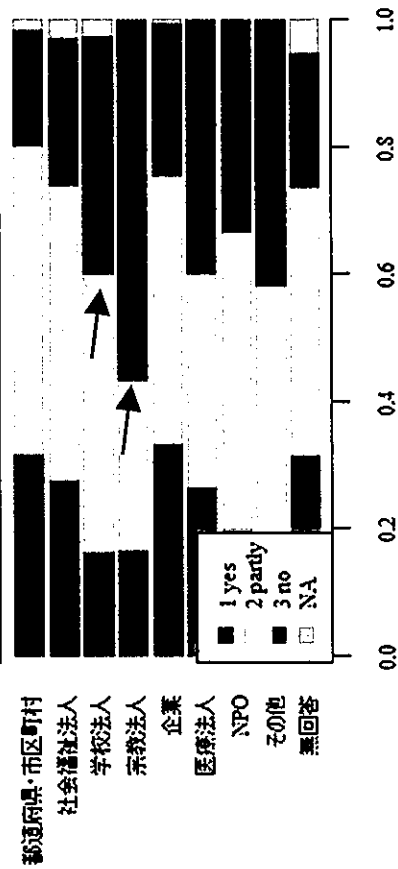


図2-4 緊急時対応マニュアルの作成

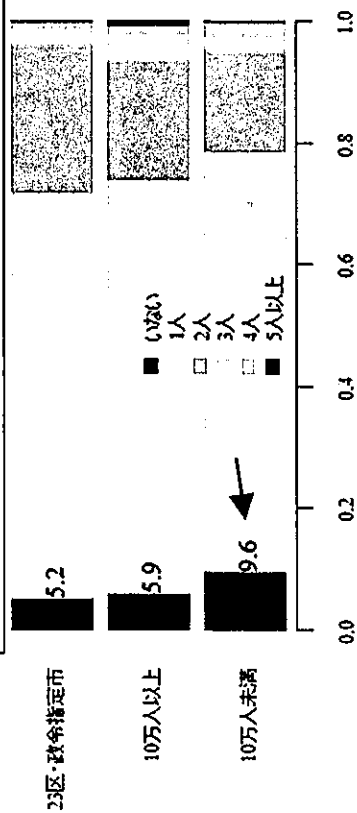
(グラフ中の数値は%)



3. 園の所在地

図 3-1 水の外で監視に専念する職員の人数

(H29.7.1 5 歳児クラス、無回答除く) (グラフ中の数値は%)



(3 歳児クラス、4 歳児クラスもほぼ同様の傾向)

図 3-2 ガイドラインの内容の理解度

(無回答除く) (グラフ中の数値は%)

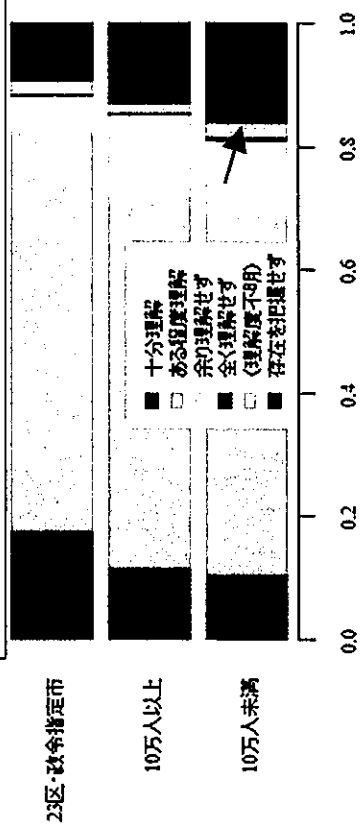


図 3-3 専用の指導マニュアルの作成

(グラフ中の数値は%)

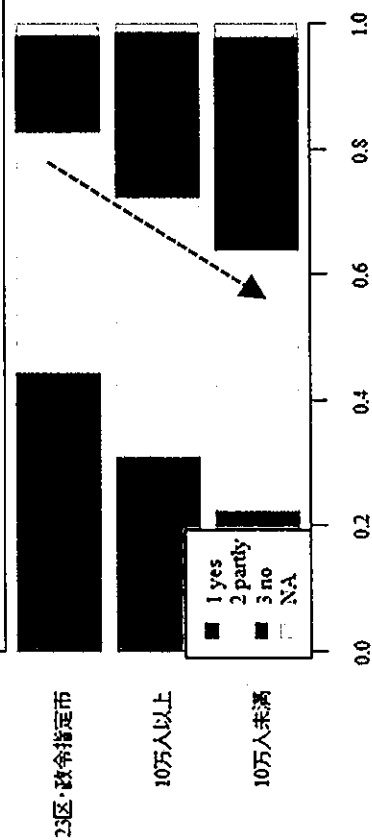
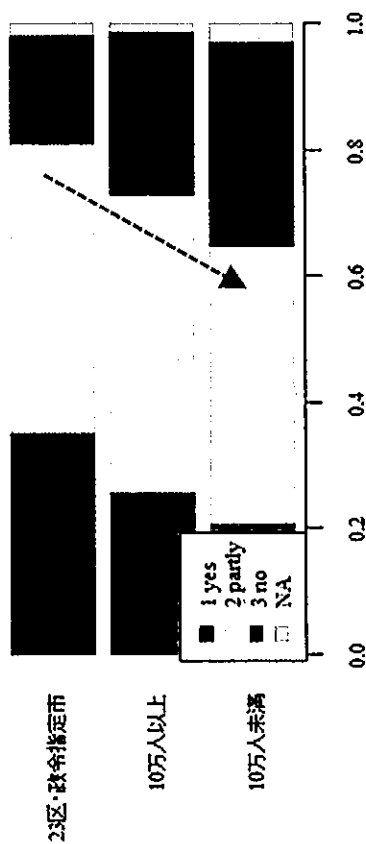


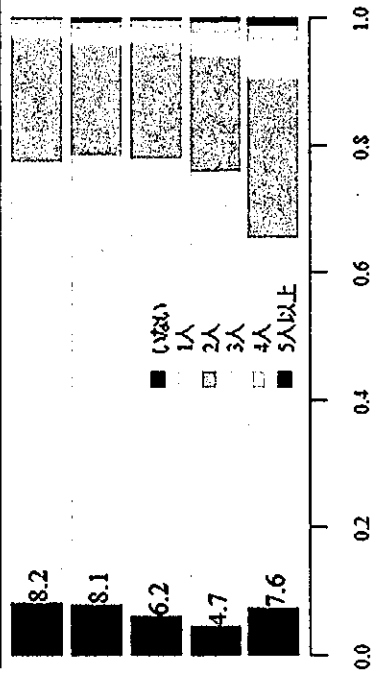
図 3-4 緊急時対応マニュアルの作成

(グラフ中の数値は%)



4. 国の規模（子供の人数）

図 4-1 水の外で監視に専念する職員の人数
(H29.7.1 5歳児クラス、無回答除く) (グラフ中の数値は%)



(3歳児クラス、4歳児クラスもほぼ同様の傾向)

図 4-2 ガイドラインの内容の理解度
(無回答除く) (グラフ中の数値は%)

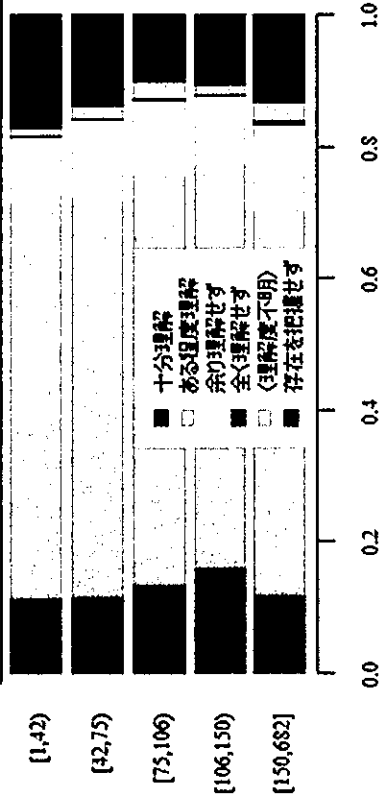


図 4-3 専用の指導マニュアルの作成
(グラフ中の数値は%)

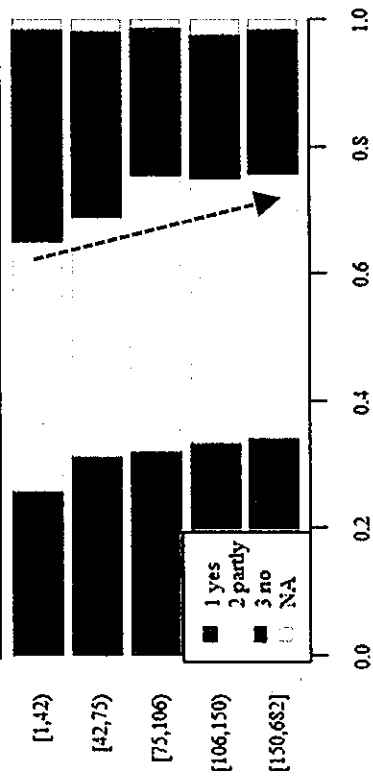
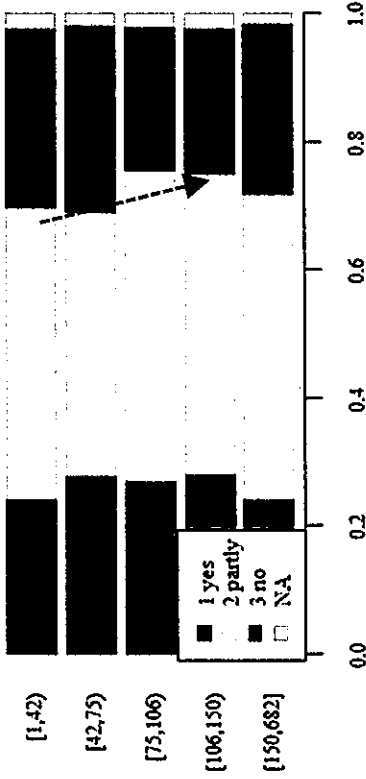


図 4-4 緊急時対応マニュアルの作成
(グラフ中の数値は%)



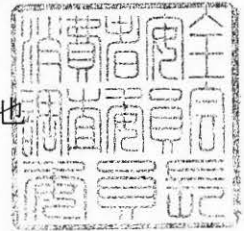


消安委第46号
平成30年4月24日

内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿

消費者安全調査委員会

委員長 宇賀 克也



消費者安全法第33条の規定に基づく意見

消費者安全調査委員会は、平成26年6月20日付消安委第50号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見）のフォローアップとして実施した実態調査（以下「実態調査」という。）の結果を踏まえ、消費者安全の確保の見地から、消費者安全法（平成21年法律第50号）第33条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる（以下「本意見」という。）。

なお、本意見は平成26年6月20日付消安委第50号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」を踏まえたものであり、今後は本意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

平成26年6月20日付消安委第50号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」において、消費者安全調査委員会は、「幼児にとって、水に慣れ親しむことは大切な経験となる。」「幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）におけるプール活動や水遊びの活動が萎縮することを望んでいるものでは決してない。むしろ、幼児が安全に楽しくプール活動・水遊びを行うことができる環境作りが重要であると考える。」とした。現在もその考えに変わりはない。しかしながら、事故の再発防止のためには、水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止することが必要である。

今回、消費者安全調査委員会では、実態調査の結果を踏まえ、プール活動・水遊びを行う際に幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）

の職員が活用できるチェックリストを作成した。このチェックリストがプールシーズン前の職員会議や日々のミーティングなど機会あるごとに利用されることで、事故防止の意識を高められると考えている。

1. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、地方公共団体及び関係団体に対し、実態調査を参考にして次の(1)、(2)、(3)及び(4)の措置を講じるよう求めるべきである。また、文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、必要な時期に幼稚園等の取組の状況を把握し、それを踏まえてガイドラインを見直すなどして、適切な取組が行われるようにすべきである。

その際、実態調査においてガイドラインの存在を把握していない傾向がみられた、私立幼稚園や認可外保育施設、人口10万人未満の市町村に所在する園等、取組が十分ではないと考えられる幼稚園等について配慮すべきである。

- (1) プール活動・水遊びを行う場合は、次の①から③までの取組を行うよう、幼稚園等に対して一層の周知徹底を図る。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼稚園等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにする。

- ① プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止する。

- ② 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行う。

- ③ 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行う。

- (2) 地方公共団体は、(1) ②「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、幼稚園等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニユ

アル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行う。

(3) 地方公共団体は、(1) ③「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行う。

(4) 幼稚園等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、幼稚園等における自発的な安全への取組を促す。

2. 文部科学省、厚生労働省及び内閣府は、幼稚園等で発生したプール活動・水遊びにおける重大な事故について、類似事故の再発防止のために、幼稚園等に対して情報の共有を図るべきである。また、類似事故の再発防止に活用するために、事故及びヒヤリハットの情報についても、幼稚園等や幼稚園教諭、保育士及び保育教諭に対して自主的な協力を促すなどして、収集・蓄積する仕組みを検討すべきである。

3. 文部科学省は、上記1及び2の対策の趣旨を踏まえ、小学校低学年におけるプール活動・水遊びの安全確保に取り組むべきである。

3 0 ス 庁 第 号
平成 3 0 年 4 月 2 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

スポーツ庁次長
今 里 譲

(印影印刷)

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添 1、2 参照）。

ついては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成 1 9 年 3 月文部科学省・国土交通省策定）（別添 3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配意願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配意願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童・生徒等に対する指導等について」にも留意されるとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお取り計らい願います。

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課（内線：3939）

政策課学校体育室（内線：2674） [学校体育担当]

参事官（地域振興担当）（内線：3773） [学校プール施設・社会体育施設担当]

学校における児童・生徒等に対する指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf、「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX> 及び「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA> も参考に安全管理、安全指導等に当たること。

また、飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡等の事故が起きている中、安全に十分配慮した指導を行うこと。学習指導要領においては、小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導することとしていることを踏まえること。

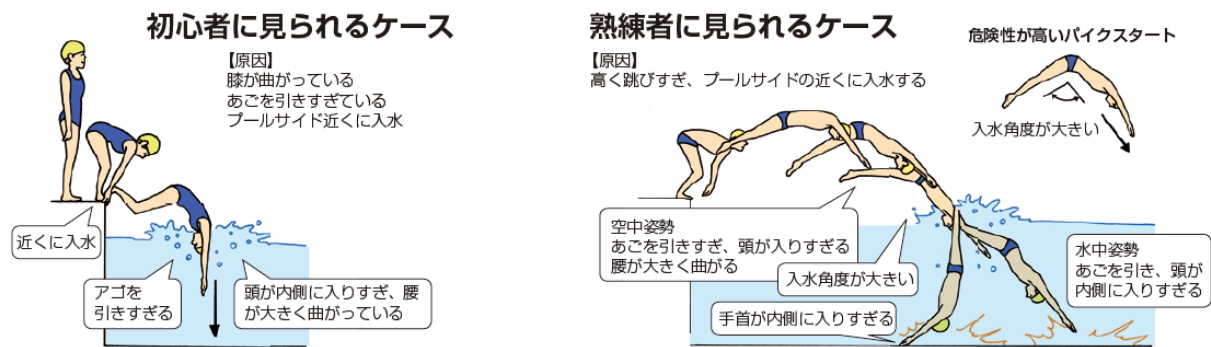
なお、水泳部の活動及び高等学校の入学年次の次の年次以降で、飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の技能の程度を適切に判断することといった、十分な安全確保が必要であること。

【参考】新高等学校学習指導要領（平成30年3月30日告示）においては、「泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて、段階的な指導ができること。」と明記している。

【近年の重大事故の例】

校種	事故の状況
高等学校	教員がスタート位置から1 m離れたプールサイドで、足元から高さ約1 mの水面上にデッキブラシの柄を水面に平行に掲げ、生徒に柄を越えて飛び込むよう指示。生徒は指示通り飛び込み、プールの底に頭部を強打した。救急搬送され、頸椎骨折、頸髄損傷と診断された。
小学校	郡民体育大会及び小学校体育連盟主催の水泳大会に出場予定候補選手を対象とした放課後の水泳練習において、飛び込み練習を行った際、水面にフラフープを浮かべ目標を定め実施した。その状況の中、児童がフラフープをめがけ飛び込み、プールの底に頭頂部をぶつけた。その後、頸椎捻挫と診断され、数か月通院。

【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）抜粋

また、監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童・生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

2. 児童・生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子確かめてから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
3. 児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
4. 児童・生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

平成29年夏期(7～8月)における水泳等の事故

(警察庁調べ。()内は中学生以下の子供で内数。)

【表1】 水難事故者数

	水難事故者数
平成29年夏期	647人 (130)
平成28年夏期	735人 (132)

【表2】 場所別死者・行方不明者

	平成29年夏期		平成28年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	145(4)	58.5%	162(2)	53.3%
河川	72(7)	29.0%	101(12)	33.2%
湖沼池	11(1)	4.4%	16(3)	5.3%
用水路	18(1)	7.3%	20(0)	6.6%
プール	1(1)	0.4%	5(2)	1.6%
その他	1(0)	0.4%	0(0)	0.0%
計	248(14)		304(19)	

【表3】 行為別死者・行方不明者

	平成29年夏期		平成28年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	38(0)	15.3%	60(3)	19.7%
水遊び	45(7)	18.1%	49(11)	16.1%
魚とり・釣り	67(4)	27.0%	79(2)	26.0%
作業中	13(0)	5.2%	18(0)	5.9%
通行中	10(0)	4.0%	10(1)	3.3%
その他	75(3)	30.2%	88(2)	28.9%
陸上における遊戯・スポーツ中	1(1)	0.4%	1(1)	0.3%
ボート遊び	2(1)	0.8%	2(0)	0.7%
水難救助活動	8(0)	3.2%	8(0)	2.6%
シュノーケリング	10(0)	4.0%	12(0)	3.9%
スキューバダイビング	9(0)	3.6%	4(0)	1.3%
サーフィン	2(0)	0.8%	5(0)	1.6%
その他	10(0)	4.0%	7(0)	2.3%
不明	33(1)	13.3%	49(1)	16.1%
合計	248(14)		304(19)	

【表4】 年齢層別死者・行方不明者

	平成29年夏期		平成28年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	14	5.6%	19	6.3%
未就学児童	4	1.6%	3	1.0%
小学生	7	2.8%	10	3.3%
中学生	3	1.2%	6	2.0%
高校生又はこれに相当する年齢の者	16	6.5%	13	4.3%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	113	45.6%	148	48.7%
65歳以上の者	103	41.5%	122	40.1%
不明	2	0.8%	2	0.7%
合 計	248		304	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○学校管理下における水泳中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※平成29年度は速報値

学校種	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	総 計
小学校	0	1	0	0	0	1
中学校	2	1	0	0	0	3
高等学校	0	1	0	0	0	1
総 計	2	3	0	0	0	5

○学校管理下における水泳中の事故等による障害見舞金の支給件数

※平成29年度は速報値

学校種	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	総 計
小学校	2	0	0	2	1	5
中学校	1	4	3	1	1	10
高等学校	2	1	2	0	2	7
総 計	5	5	5	3	4	22

○平成28年度までの具体的事例は、日本スポーツ振興センターの「学校事故事例データベース」に掲げており、参照されたい。

プールの安全標準指針

平成 1 9 年 3 月

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

【目 次】

はじめに（指針策定の主旨）	1
第1章 指針の位置づけ及び適用範囲	2
1－1 本指針の位置づけ	2
1－2 本指針の適用範囲（対象とするプール）	3
第2章 プールの安全利用のための施設基準	4
2－1 プール全体	4
2－2 排（環）水口	6
第3章 事故を未然に防ぐ安全管理	8
3－1 安全管理上の重要事項	8
3－2 管理体制の整備	9
3－3 プール使用期間前後の点検	10
3－4 日常の点検及び監視	13
3－5 緊急時への対応	14
3－6 監視員等の教育・訓練	15
3－7 利用者への情報提供	16
参考	17

はじめに（指針策定の主旨）

本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

■本指針の構成について

- 基本的考え方（実線囲み） プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したもの。
- 解説 ----- 基本的考え方の理解を深め、適切な運用が図られるよう解説を示したもの。
- 参考 ----- 解説に関連して参考になる事項を示したもの。

■本指針の表現について

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

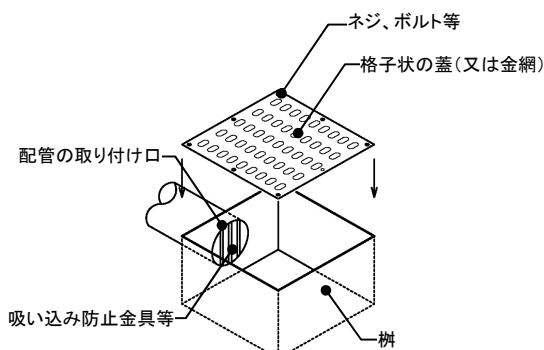
- 「～必要である。」 ----- プールの安全確保の観点から、記述された事項の遵守が強く要請されると国が考えているもの。
- 「～望ましい。」 ----- より一層のプールの安全確保の観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されると国が考えているもの。

※「排(環)水口」とは ----- 「プール水を排水・循環ろ過するための吸い込み口」

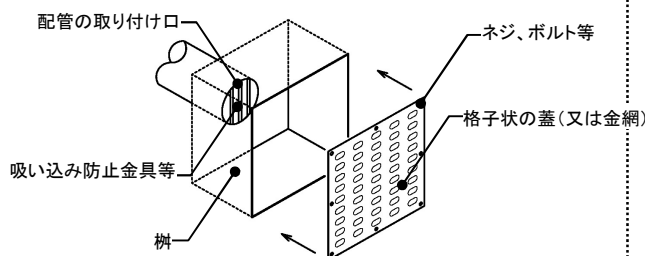
プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口(吸水口)をいう。また、起流、造波、ウォーターライダーまたは他のプールへ循環供給するためのプール水の取水口も含む。

循環ろ過方式の排(環)水口は排水と取水(吸水)を兼用する場合が多く、通常、ポンプで水を取り込む取水口(吸水口)は箱形の柵がプールの床や壁に取り付けられ、格子状の蓋（又は金網）（以下、「排（環）水口の蓋等」又は「蓋等」という。）がネジ、ボルト等によって固定されており、柵の中にポンプへの配管がある。この他に循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻すろ過吐出口等がある。

本指針で用いる「排(環)水口」はこれまで使用されている排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等を同義語として扱い、これらの管の取り付け口と箱型の柵を一体として定義している。



プールの底に取り付けられている例



プールの壁に取り付けられている例

第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

(解説)

- ・本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吸い込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき基本的事項を示したものである。
- ・本指針は、プールの安全確保について、設置管理者が取り組むべき事項を示したものであるが、これらの業務を外部に委託（請負を含む）する場合には、受託者（請負者を含む）に対し同様の対応を求めるものであり、設置管理者は受託者の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・本指針は、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び（財）日本体育施設協会、（社）日本公園緑地協会で構成する「プールの安全標準指針（仮称）策定委員会」における検討を経て、文部科学省及び国土交通省により、プールの設置及び管理に関する技術的助言としてとりまとめたものである。
- ・本指針については、プールの利用実態や施設の性能向上等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

※「設置管理者」

プールの所有者（所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの）をいい、通常の地方公共団体への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。

1－2 本指針の適用範囲（対象とするプール）

本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

（解説）

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設としてのプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・国の機関等における訓練用プール等、特定の用途に限定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。（ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。）なお、これらのプール及び水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

(解説)

(1) 救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい。

(2) プールサイド、通路等

- ・プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有することが必要である。
- ・プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする必要があり、素足で歩くことから粗い表面のものは避けることが必要である。
- ・幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

(3) 監視室

- ・監視員を統括管理し、監視体制の充実を図るためには監視室を設置することが望ましい。監視室は緊急時の指令室の役割を果たすとともに、場内アナウンスや監視員の休憩所としても機能するものであり、設置にあたっては、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体が見渡せる場所に、前面を開放またはガラス張り等とした監視室を設けることが望ましい。なお、プールが大規模で、監視室を水域全体を見渡す場所に設置できない場合は、監視台を充実させるなどにより監視室の機能を補完する措置を講じることが望ましい。
- ・監視室に電話や緊急時の連絡先一覧表（2 か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましい。

(4) 救護室、医務室

- ・プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましい。救護室、医務室等には、緊急時に直に対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

(5) 放送設備

- ・プールを安全に管理するためには、プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段を確保することが必要である。
- ・施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設して設置することが望ましい。
- ・監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

(6) 看板・標識類

- ・プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。
- ・利用に関する看板・標識類は、施設の入り口付近で目に付く位置に設置することが望ましい。
- ・排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。

2-2 排(環)水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

(解説)

(1) 安全確保の基本的な考え方

- ・多くのプールは、循環ろ過設備によって衛生的で安全な水質を維持しているため、取水口及びポンプへの配管は必須であることから、清掃及び点検の際の不注意等による吸い込み事故の防止はもちろん、子どもがいたずらしようとしても事故が発生しないよう十分な安全対策を施すことが必要である。
- ・施設面からの安全対策としては、排(環)水口に二重構造の安全対策を施すことが必要である。また、不備がある場合は必要な改修が終了するまで利用を停止することが必要である。

(2) 二重構造の安全対策

- ・排(環)水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

[参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例]

[参考-2 配管取り付け口の吸い込み防止金具の一例]

- ・ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に離れることができること）が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

(3) 仕様、工法への配慮

- ・蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である。また、蓋等は利用者の接触やプール水の環流等による振動等により、それらを固定しているネジ、ボルト等にゆるみが生じることもあるため、ゆるみを生じにくい留め方とすることが望ましい。
- ・蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐蝕しにくく、かつ利用者の接触等による他の事故の要因とならないよう、用いる材料や工法にも十分に配

慮することが必要である。

- ・ 蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。
- ・ 配管の取り付け口がプール駆体に直接開口している場合は、柵を設置した上で吸い込み防止措置を講じる等、二重構造の安全対策を講じる必要がある。
- ・ 柵を設置しても蓋等の上部の流速が強い場合は、排(環)水口を複数設置することが望ましい。
- ・ 配管の取り付け口がプール駆体に直接開口し、かつ、排(還)水口が身体の一部で覆うことができるような小さいサイズの場合でも、身体が吸い付いて水中で離脱できなくなることがあるので、吸い付きを防止するため、排(還)水口を複数設置する等の配慮が必要である。
- ・ また、異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン、吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ・ なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

(解説)

- ・プールの安全を確保し、事故を防止するためには、施設のハード面とともに、点検、監視等を日々確実にを行うといったソフト面の充実が不可欠である。
- ・特に、排(環)水口の吸い込み事故対策としては、ハード面では排(環)水口の蓋等の固定や配管の取り付け口の吸い込み防止金具の設置等の安全対策が必要であり、ソフト面では安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認、異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置が実施されるような管理体制を整備しておくこと等が必要である。
- ・なお、福祉施設等のプール（一般開放する場合を除く。）で、当該施設の職員が監視員として機能する場合においても、本指針で示す安全管理上の配慮事項を踏まえて、安全管理等を実施することが望ましい。

福祉施設等の例：リハビリテーション施設、知的障害者施設、児童自立支援施設、国立健康・栄養研究所、保育所

- ・事故を未然に防ぐための安全管理を徹底するためには、
 - 管理体制の整備
 - プール使用期間前後の点検
 - 日常の点検及び監視
 - 緊急時への対応
 - 監視員等の教育・訓練
 - 利用者への情報提供が重要と考えられ、次節以下にそれぞれの内容を示す。

3-2 管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。

また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えることが必要である。
- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割分担と、選任の基準は以下のとおりとする。なお、当該施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担う場合もある。

●管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要がある。これらに関する資格を取得していることが望ましい。

●衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたっているが、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる必要がある。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする必要がある。

●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

〔参考-3 プール監視員の主な業務の一例〕 参照

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするこ

とが望ましい。

●救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とすることが望ましい。

- ・設置管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。
- ・学校のプール施設においても、上記の趣旨を踏まえ、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要である。

〔参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例〕 参照

3-3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

(解説)

- ・点検チェックシートを作成し、プール使用期間前に施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

〔参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例〕 参照

- ・特に、重大事故が発生する可能性のある排(環)水口の点検については注意を払い、必要な場合は専門業者による確認、点検及び修理を行うことが必要である。
- ・使用期間前の排(環)水口の点検は、

蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか。(針金による固定、蓋の重量のみによる固定は不可)

蓋等やそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないか。

配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。

について行うことが必要である。

- ・清掃や点検のため排(環)水口の蓋等をはずす場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行い、作業後、ネジ、ボルト等で正常な位置に固定しておくことが必要である。
- ・蓋等の変形、それらを固定しているネジ、ボルト等の破損、欠落等があった場合は、直ちに修理、交換を行い、安全な状態に整備しておくことが必要である。
- ・使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備及び必要な工具を用意しておくことが望ましい。
- ・設置管理者は点検チェックシートを3年以上保管することが必要である。また、点検時には過去の点検結果との照合等を行うことが望ましい。
- ・点検チェックシートには、排(環)水口の所在を明示したプールの見取図の写しを添付し、保存することが望ましい。

- ・使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して次の使用に備えることが望ましい。
- ・通年使用するプールについては、上記に準じて1年に1回以上の定期的な点検を行うことが必要である。
- ・なお、吐出口についても、排（環）水口に準じた点検・整備を行う必要がある。

3-4 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要である。

また、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせることが必要である。

(解説)

(1) 施設の点検

- ・点検にあたっては、目視にとどまらず、触診及び打診によって確実にを行うことが必要である。
- ・毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要である。
- ・点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実に行うことが必要である。点検チェックシートとともに、気温(室温)、水温、利用者数、水質検査結果(プール水の残留塩素濃度等)、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管することが必要である。

〔参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例
(管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)〕 参照

- ・施設の安全点検の結果を掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

(2) 監視員及び救護員

- ・遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要である。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましい。
- ・監視設備(監視台)は、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましい。
- ・飛び込み事故、溺水事故、排(環)水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うことが必要である。
- ・なお、監視員には、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識しておくことが必要である。

3-5 緊急時への対応

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておく必要がある。

施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないことが必要である。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止することが必要である。

人身事故が起きた場合は、傷病者の救助・救護を迅速に行うとともに、速やかに消防等の関係機関及び関係者に連絡することが必要である。

(解説)

- ・利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる
 - 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する
 - プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない
 - 排(環)水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する
- ・人身事故が起きた場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 傷病者を救助し、安全な場所へ確保する
 - 適切な応急手当を行う
 - 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う
 - 必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する
- ・緊急時の対応を確実に行うには、従事者に対する就業前の教育・訓練の実施とともに、緊急時の初動心得の掲示、毎日始業終業時に行う全体ミーティングにおける確認等により周知徹底することが必要である。

3-6 監視員等の教育・訓練

プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である。

（解説）

- ・ プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理に関わる専門的な業務内容を詳細にわたって把握しておくことが必要である。その上で、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておくことが必要である。
- ・ 特に、排（環）水口における吸い込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排(環)水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解していることが必要である。
- ・ 教育内容は次の a ～ d の項目を必ず含むようにし、e については必要に応じて随時実施することが望ましい。
 - a プールの構造及び維持管理
 - b プール施設内での事故防止対策
 - c 事故発生等緊急時の措置と救護
 - d 緊急事態の発生を想定した実地訓練
 - e 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究
- ・ 訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排(環)水口における吸い込み事故を想定したものも必ず含むことが必要である。排(環)水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくことが必要である。
- ・ なお、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しては、就業前に同様の教育、訓練を行うことが必要である。
- ・ 特に、夏季のみ使用する施設では、アルバイトの監視員が毎年違う人材となる場合が多いため、教育研修カリキュラム等を準備しておくことが必要である。
- ・ プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は教育、訓練の実施にあたり、その記録を作成して3年以上保管することが望ましい。

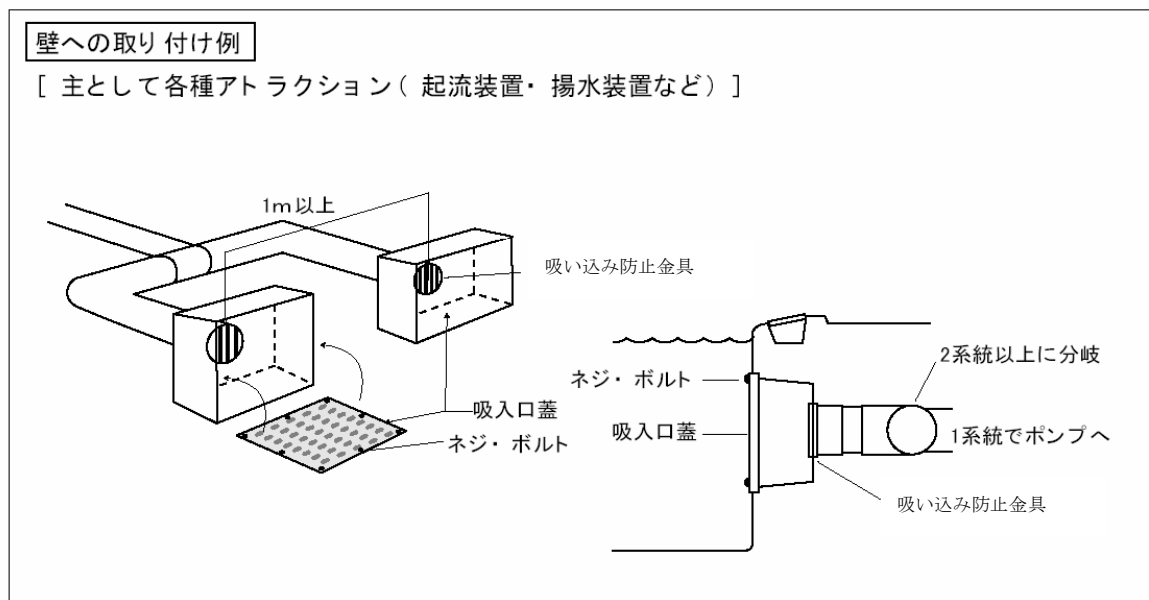
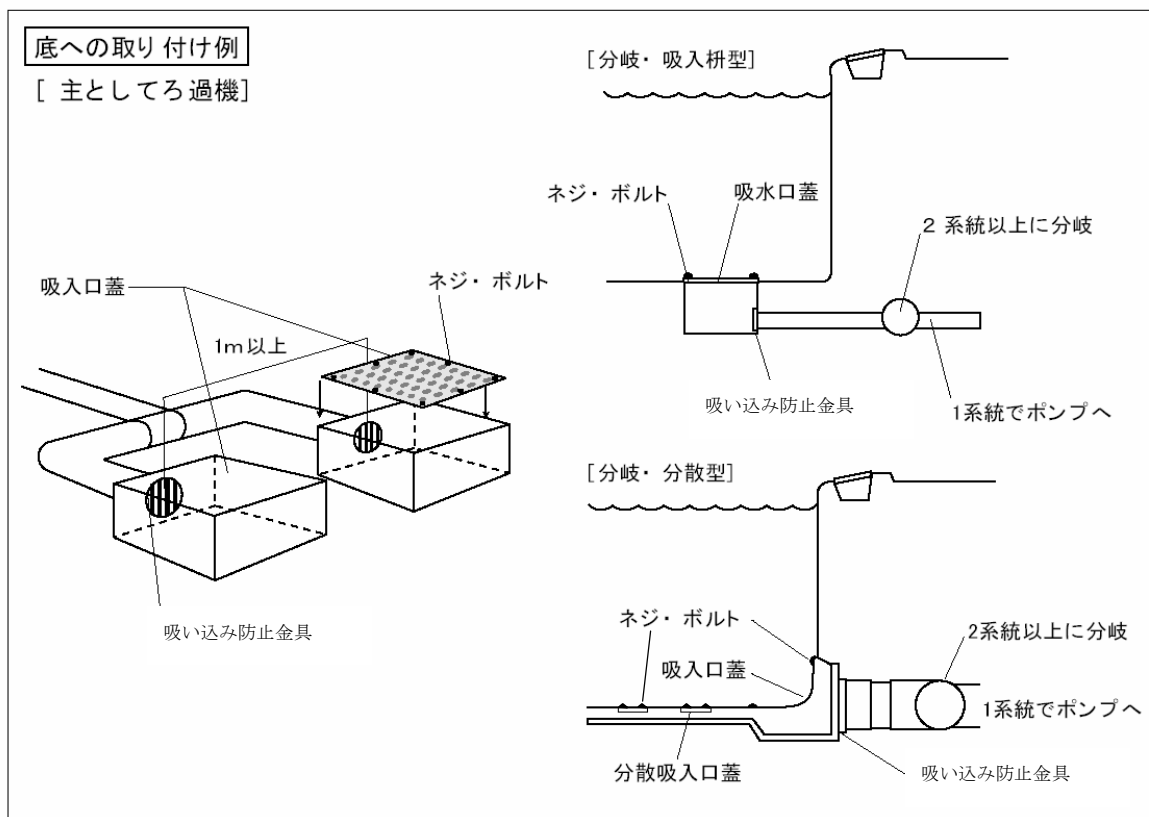
3-7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示することが望ましい。

(解説)

- ・プールを安全に管理するためには、利用者に注意すべき事項・禁止事項、利用にあたって注意喚起を促す必要がある場所等について、入り口その他、遊泳者の見やすい場所及び注意を払うべき場所に標識、掲示板等を設置することが望ましい。
- ・重大な事故の危険性を有する排(環)水口については、プール利用者がその所在を容易に認識できるよう位置表示を行うとともに、排(環)水口付近で遊ぶと手を挟まれたり吸い込まれたりする危険があることを示すことが望ましい。
- ・位置表示は、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに、排(環)水口の位置を示したプール全体の見取図の掲示、及び、排(環)水口付近の壁又は底面その他見やすい箇所に存在の明示を行うことが望ましい。なお、見取図には排(環)水口の存在の明示の方法も記しておくことが望ましい。
- ・表示にあたっては、危険箇所であることが子どもでも正しく理解できるよう、文字とイラストでわかりやすく表示することが望ましい。
- ・使用期間前の点検チェックシート、毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

〔参考-7 点検結果掲示の一例〕 参照



〔参考-2 吸い込み防止金具の一例〕

出典) 健康運動施設開発機構



吸い込み防止金具の例



取り付け例

1 業務内容

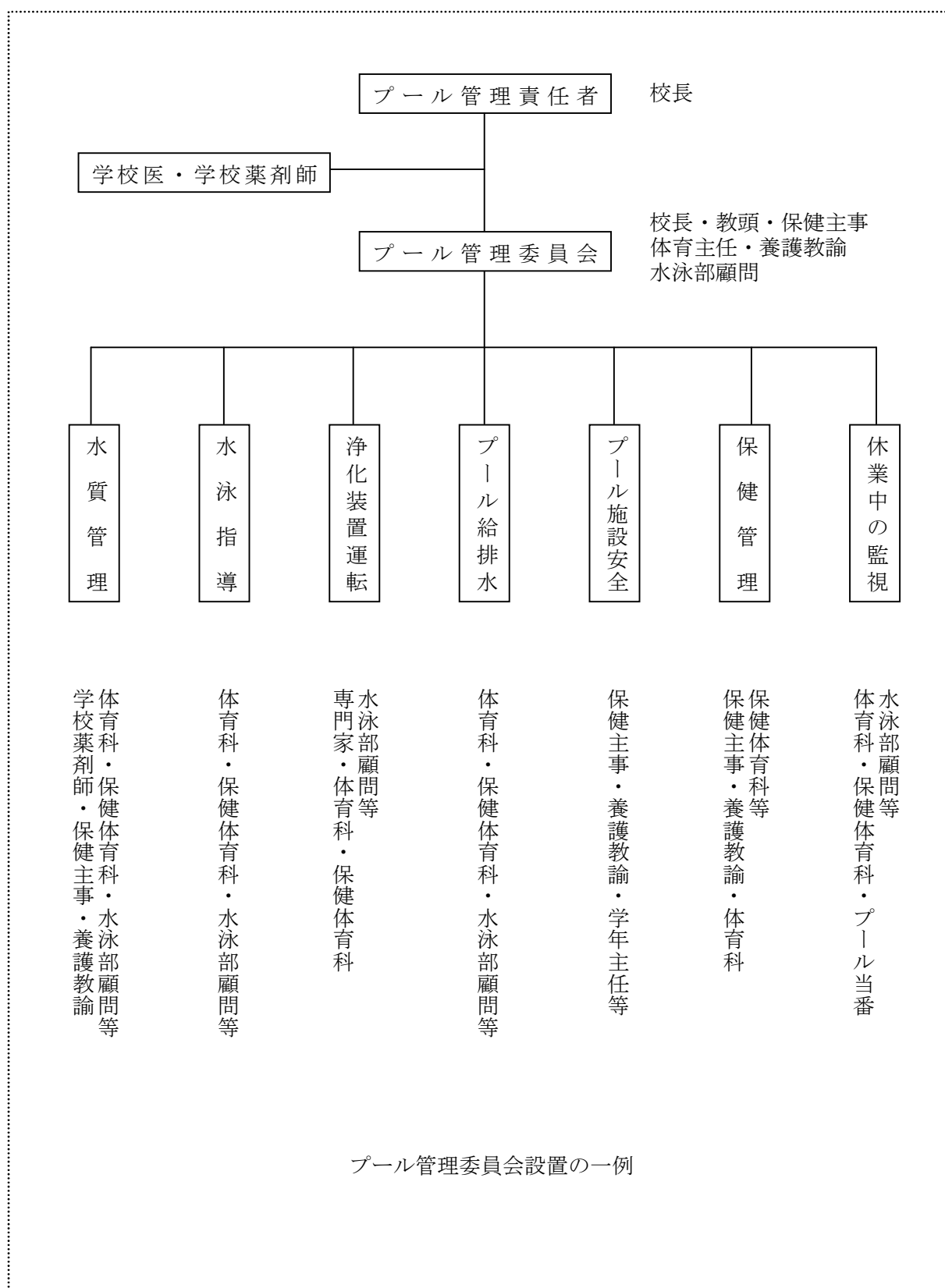
- (1) 入場者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- (2) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- (3) 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。(利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。) また、小学校低学年以下の子どもを連れている保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- (4) プール場内での禁止事項・プールごとの留意事項・持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。

2 留意事項

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- (3) 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- (4) 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- (5) 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- (6) 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (7) 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- (8) 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- (9) ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- (10) 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があった場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。
- (11) 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。

〔参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例〕

出典)「学校における水泳事故防止必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター



〔参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例〕

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

施設名				プール名			
点検者			点検日	年	月	日	～ 年 月 日
点検項目	点 検 内 容						点検結果
施 設 全 体	プール全体の施設設備の点検は行ったか						適・否
	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか						適・否
プ ー ル 本 体	給排水及び清掃が容易な構造か						適・否
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か						適・否
	適当数の水深表示があるか						適・否
プ ー ル サ イ ド	滑り止めの構造となっているか						適・否
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか						適・否
給 水 設 備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか						適・否
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか						適・否
排 (環) 水 口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか						適・否
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか						適・否
消 毒 設 備	薬剤の種類：				薬剤タンクの容量： 0		
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか						適・否
	薬剤の保管場所は適当か						適・否
	薬剤の保管状況は良好か						適・否
浄 化 設 備	浄化設備はよく清掃されているか						適・否
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か						適・否
区 画 区 分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか						適・否
更 衣 室	男女別に区別されているか						適・否
	双方及び外部から見通せない構造か						適・否
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか						適・否
洗 浄 設 備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか						適・否
便 所	男女別に、十分な数があるか						適・否
	よく清掃されているか						適・否
	専用の手洗い設備があるか						適・否
換 気 設 備	効果的な換気が行える換気設備があるか						適・否
	故障又は破損のものはないか						適・否
照 明 設 備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか						適・否
	故障又は破損のものはないか						適・否

点検項目	点検内容	点検結果
く　　ず　　か　　ご	適当な場所に十分な数を備えてあるか	適・否
資　材　保　管　設　備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採　暖　室　等	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか	適・否
掲　示　設　備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさに掲示してあるか	適・否
管　理　体　制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか	適・否
緊　急　連　絡　体　制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管　理　責　任　者	管理責任者は、それぞれの役割を確認させているか	適・否
	管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
衛　生　管　理　者	水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有しているか	適・否
監　視　員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救　護　員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業者に対する 研　修　、　訓　練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
排（環）水口の 表　示　等	排（環）水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか	適・否
	排（環）水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
	プール全体の見取り図に排（環）水口の明示方法を明記してあるか	適・否
監　視　所　等	監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか	適・否
管　理　日　誌	備えてあるか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
救命救護器具等 の　配　置	救命具（浮輪等）は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否

〔参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例（管理日誌と点検チェックシートを一体化した例）〕

出典）「プールの安全管理指針」埼玉県

プール管理日誌（例）

責任者	作成者						年 月 日 曜 天 候											
	AM	7	8	9	10	11	12 PM	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
使用時間 ←→																		
点検時間 —																		
入場者人員																		
気 温 (室 温)																		
水 温																		
遊 離 塩 素 濃度測定値																		
安全点検(記名)																		
堅固に固定																		
腐食欠落等																		
目視触診打診																		
監 視 員																		
救 護 員																		
救急救護用具																		
* 上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																		
摘 要 (施設設備の 状況、特記 事項等)																		

当プールをご利用の皆さまへ 当プールは、次の事項について<u>毎日点検</u>を行い、 施設の安全を確認しています。 平成〇〇年〇月〇〇日 プール管理者 〇〇〇〇 (連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
区分	点検項目	点検結果
施設関係	排（環）水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか	（例） 蓋等が堅固に固定され、吸い込み防止金具が取り付けられている。 など
	その他管理者が重要と考える項目	（適宜記載）
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	（例） 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	（例） 十分指導を行っている など
	救命救護器具等は適切に配置され、直ちに使用できるか	（例） 適切に配置され、直ちに使用できる など
	その他管理者が重要と考える項目	（適宜記載）

子少発 0 4 2 7 第 1 号
平成 3 0 年 4 月 2 7 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省 子ども家庭局
総務課 少子化総合対策室長
(公 印 省 略)

保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について

保育所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）における事故防止については、従来より、関係機関、市区町村及び各施設・事業者に対して、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付け府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号。以下「ガイドライン」という。）の周知等を通じ、保育所等の安全管理に対する適切な指導をお願いしています。

特に、プール活動・水遊びを行う場合の事故防止については、「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成29年6月16日付け雇児保発0616第1号）により、ガイドラインの周知を図るとともに、「水泳等の事故防止について」（平成29年4月28日付け29ス庁第99号）を参考にして、管内の保育所等及び市区町村に対して、安全管理及び事故防止の徹底を周知するよう、お願いしたところです。

今般、消費者安全調査委員会より、「消費者安全法第33条に基づく意見」（平成26年6月20日付け消安委第50号）のフォローアップとして実施した実態調査の結果（別添1）を踏まえ、消費者安全調査委員会委員長から厚生労働大臣に対し意見（別添2）が提出されたところです。

保育所等でプール活動・水遊びを行う場合において、事故の発生を防止するため、別添1の調査結果を参考にされるとともに、下記の点に留意の上、管内の保育所等及び市町村に対して、安全管理の強化の指導をお願いします。

記

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、次の（１）から（３）までの取組を行うよう、保育所等に対して一層の周知徹底を図られたい。また、地方公共団体は、安全確保策の充実及び幼保育所等への指導監査等により、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにされたい。
 - （１） プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。
 - （２） 事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。
 - （３） 職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。また、一刻を争う状況にも対処できるように１１９番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常的に訓練を行うこと。
- 2 １の（２）「監視を行う際に見落としがちなリスク等の事前教育」に関し、保育所等がプール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、園長に対する研修を実施する、プール活動・水遊びに関わる職員が専門家から学ぶ機会を設ける、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事故事例紹介、ＤＶＤや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。
- 3 １の（３）「心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育」に関し、子供の特性を踏まえたものとなるよう、研修の実施、専門家の派遣、実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。
- 4 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。